

## 幕末における被差別民の敵討ち

片 倉 穰

### はじめに

概して日本人は世間体を気にしすぎる。いわゆる世間に対する体面や体裁を心配し、世間知らずを厭い、世間並みに行動するのを好しとする。世間並みの生き方や価値観に従って世渡りする無難な生き方を好む。世のなかの常識から逸脱した言動をする人間は、敬遠され、嫌われる。要するに、世間並みに生きていけば安心かつ安全、というわけだ。しかし、世間体にこだわる生き方をすると、個性的で自立的な精神に富む人間形成は難しく、社会や集団の変革を創出するのが困難である。

幕藩政権下の日本では、すべての人々は厳格な身分制社会の枠組みのなかに包摂され、生得的に、所属身分の一員として生存することを余儀なくされていた。この幕府権力によって構築された諸身分のなかには、それぞれの世間があり、当該身分に属する人々は、権力が定める法規範に従い、それぞれの世間体に順応することにより、安心立命の生涯を送らざるを得なかった。そして、各身分は互いに隔絶された存在であり、よほどのことがない限り、身分の変更は許されなかった。人は、この世に生を享受した時点で、すでにその身分が定められていた。

近世の身分制といえば、かつては士・農・工・商・「賤民」(「穢多」「非人」)という身分制が強制されていたと学んだものだが、いまや支配身分として武士以外に天皇・公家・上層の僧侶や神職などがあり、被支配身分としても職

人・町人・商人・漁師・被差別民（「えた」「非人」など）以外に、一般の僧侶・神職・芸能者などの多様な身分が存在したこと、これらの所属・集団内では武士の主従制、町人・職人の仲間意識によって組織され、各個人はそれぞれの家に属し、家や集団をとおしてそれぞれの身分のなかに位置づけられていたこと、そして、各身分集団が有する利己的かつ排他的な職分独占の論理に依存、利用することで幕府の支配・統制が機能できたこと、などが究明されてきた<sup>1)</sup>。こうした上下の階層的序列のなかで、もっとも理不尽で苛酷な差別と、上からの重圧を受けていたのは被差別民（「賤民」）であった。被差別民は、この時代の身分制度と差別意識の厳酷さを、象徴的に集約した形で示された身分でもあった。

筆者は、民族・国家・身分・集団・地域・性別などの境界を越えて行動した人々に関心を持ち、こういう境界の枠を越えて生き、行動した人々が、当の時代や社会に刺激を与え、変革をもたらすうえで重要な役割を演じたことに関心を寄せてきた。小論で二人の被差別民の敵討ち<sup>かたきう</sup>を考察するのも、こうした問題意識に支えられている。

いうまでもなく、幕藩体制下における敵討ちは、公権力への届け出とその認可のもとに武士身分の間で行われたが、しだいに百姓や町人の間に拡がり、ついにはここで問題としたように、きわめて稀だが、被差別民の手によっても行われるようになった。とくに当初、幕藩権力が想定しなかった、被差別民による敵討ちが幕末に至って発生したことを、どのように理解すればよいのであろうか。

- ①ここに登場する二つの事例は、武士の世界で行われた敵討ちと比べて、どのような特徴を見出すことができるのか。
- ②二人の被差別民が、敵討ちを計画するに至った動機と心情に特別のものがあつたのか。また、この敵討ちを可能にした社会的状況はどのようであつたのか。
- ③被差別民の敵討ちに対して幕藩当局は、どのように評価し、対処したのか。

④この二つの事例は、幕末における被差別民衆の身分解放闘争のうえで積極的な意義を持ち得るものであろうか。少なくとも、同じ感情を有する人間としての壮烈な自己主張であったことは間違いない。

⑤そして、この問題を考える過程で、意外な副産物があったことにも言及してみたい。

以上の諸課題を説明するに足る十分な能力はない筆者だが、そういう方向に、一歩でも近づくための初歩的な取り組みとして以下、論述したいと思う。諸先学のご教示を願望む。

### (1) 仙台藩白石城下の被差別民岩五郎の敵討ち

幕末、仙台伊達藩（藩という用語は慶応3年（1867）以降に用いられたが、小論では便宜上、この呼称を使用する）の家臣片倉小十郎の白石城下、刈田<sup>しろいし</sup>郡本郷<sup>かつた</sup>の「乞食小屋主」の岩五郎は、「乞食」と呼ばれる被差別民であったが、親（父親）の敵討ち（仇討）をした人物として知られている。ここに『伊達家文書』に収められた「白石本郷乞食孝行讎討留書」などにより、この事件の概要を記すと、次のようである<sup>2)</sup>。

白石城下本郷に住む「乞食小屋主」の岩次郎は、生来、質実で、その妻ともども両親に孝養を尽くし、「乞食」という卑賤の身分に位置づけられていたが<sup>3)</sup>、その「奇特之事」(孝養)により、城主（片倉家）および仙台藩主から賞与を下賜されるほどの人物であった<sup>4)</sup>。彼は十手の佩用を許されていた。これは、武家支配の手先として被差別民を協力させる、幕藩政権の巧妙な政策の一つであった。

嘉永7年（1854）（11月27日に安政元年と改元）2月9日夜、岩次郎は、岩五郎と連れ立って例の大黒回し（大黒廻し・大黒舞・大黒戯）を演じながら戸別巡回の途中<sup>5)</sup>、七時半（午後5時）ごろ、白石町（白石市）の油屋清吉方（一書に亙理町<sup>わたりまち</sup>の谷津屋半兵衛宅とある）に立ち寄り、酒（振る舞い酒か）を飲んだ<sup>6)</sup>。倅の岩五郎はさきに帰ったが、弟子の吉五郎と同道して円明寺

(延命寺<sup>えんめいじ</sup>か)前を通り過ぎたとき、怪しげな二人の人物がいたので、これを咎めたところ、「癩人<sup>らいにん</sup>(ハンセン病患者)小屋」に留寓している者で、富吉(武州埼玉郡番非人<sup>いわけしねは おだか</sup>)と近松(磐城標葉小高駅無籍)という二人であった<sup>8)</sup>。岩次郎は彼らを引致しようとしたが、争論となり、柴木と十手で打ち合い、もみ合いとなった。岩次郎は、相手が持っていた小刀で咽を突き通されて果てた。

近くで喧嘩があったと聞いた岩五郎は、棒を持って駆けつけたが、間に合わなかった。そこで「癩人小屋」に逃げ込んだ近松を捕らえ、さらに逃げ去った富吉を追いかけて、本宮駅(福島県安達郡)で取り押さえ、肝煎<sup>きもいり</sup>(肝煎)方に届け出た。

下手人の二人は、お咎めをもって始末のうえ、同年11月23日、江ノ嶋(宮城県牡鹿郡女川町江島<sup>おしかくおながわちやうえのしま</sup>)に流罪となった。この間の状況について小野寺篤謙は「(岩五郎)状を藩に鳴らす。藩二人を獄に下す。会々赦に遇ひ、牡鹿郡江之島に流さる。」と記載し、恩赦によって流罪になったと述べている<sup>9)</sup>。

岩五郎は、敵<sup>かたき</sup>は他領の「非人」、万一島破り(島抜け・島逃げ・破島)をして逃げられてしまえば、亡父の遺恨を晴らしがたい。しかし、彼らが島破りをすれば復讐もできると考え、同月に小屋を出て、しばしば牡鹿郡の海辺を徘徊し、動静を探った。土地の人のなかに義を好む者がおり、ひそかに手助けをしたという<sup>10)</sup>。この部分は、藩の「留書」には触れていないが、もし手助けをしたのが「平人」なら、両身分の間に接触・交流があったことを示し、それが持つ意味はけっして軽くない。

それはともかく、はたして大雨のさなか、二人は島抜けし、牡鹿郡三国山<sup>みくにやま</sup>大六天山(牡鹿半島の最高峰)の社(三国神社)に逃げ込んでいたところを、亡父の恨みをはらす機会を狙っていた岩五郎に見つけられた。岩五郎はまず、近松に似た者に天の助けとばかり、ひと声ふた声呼びかけると、相手の逃げ足で本人に相違なしと判断し、いま一人は富吉だが、親の敵と名乗りを上げると、相手は心得たと申して石を投げてきたが、それが岩五郎の肩に当たった。岩五郎は持っていた棍棒で応対したが、棒が折れて三本になると、互い

に一本の棒を持って打ち合う。が、敵は二人、岩五郎は一人、形勢は難しく、危うくなってきた。このまま打ち殺されると、親の仇に復讐する機会もなくなると思い、是非に及ばずと、脇指を抜いて近松の咽を切りつけて倒した。これを見て富吉は、声を上げて逃げ出そうとした。岩五郎は追いかけたが、たまたま、藤蔦に足をとられた近松が転倒したところで、咽を切りつけて兩人を仕留め、同郡の肝入方に届け出た、すなわち自首したのであった。

岩五郎の届け出を受けた藩当局は、事件を糾明したが、岩五郎は「卑賤者」だが、これは「奇特之事」であり、賞する価値がある、「平人」(被差別民を含めぬ身分的用語)なら士分に取り立てる手もあるが、「下賤之者」では、これは難しいであろう、などの意見が出た。『刈田郡誌』などによると、国法に抵触したのは致し方なしとして、入牢<sup>じゅうろう</sup>50日に処したとある。

この間、藩からは「公辺」(幕府)にその意向を伺ったが、士分に取り立てることはもとより、百姓・町人と交わるような、従来の風俗(身分秩序)を破ることをしてはならぬ、「えた」や「非人」にふさわしい賞与をなすべきだ、というお達しであった。

結局、安政3年(1856)12月10日、岩五郎への褒美として仙台藩は「永世鳥目七貫文」<sup>1)</sup>(銭七貫文の終身年金)を支給することとし、さらに、直接の領主片倉家からは、二人扶持(通常、扶持米は一人につき、1日白米五合を支給)と銭三貫文を終世支給することにした。かくて仙台藩は、ご公儀との関係に配慮したのであろうか、近世的身分秩序を破るような裁決は下せなかったが、当の「乞食」岩五郎の敵討ちを高く評価したのであった。

ここには、「乞食」という一被差別民の敵討ち敢行に対し、褒美を賜与するという一点では幕府と藩は一致したが、その行為により当人の身分を変更させるという、身分秩序を超える褒美に関しては、幕府の守旧的な方針と、藩の前向きな態度との間に明らかな違いが見受けられ、興味深いものがある。

近世においては、同じ被差別民でも下位に位置づけられた「非人」は、「えた」とは違って「平人」になること(足洗い・足抜き)が不可能ではなかったとされるが<sup>2)</sup>、岩五郎が敵討ちという、役者に例えれば、一世一代の大舞

台を演じることを決意した背景には、人並み以上に孝養心の厚い父、「乞食小屋の主」で十手持ちの、いわば権力の手先であり、人々から怖れられ、かつ憎しみの対象にもなっている岩次郎、そして、自ら被差別民として理不尽な差別を受けながらも、被差別民のために苦勞することを厭わない「乞食小屋の主」役の父、こういう立場にある父が、同じ被差別民により殺害されたという複雑な思いがあった、と推測される。しかし、最終的に敵討ちを決意したのは、自分がその殺人者をお上に差し出したにもかかわらず、藩当局が、死刑という極刑に断罪せず、なんらかの理由（恩赦か）で罪一等を減じ、遠島処分としたことへの不満もあった、と推量される。この当局の予期せぬ処置が、最終的に敵討ちを決断させたといえよう。そこには権力に対する不信感が潜在していたのではなかろうか。

ところで、武士が敵討ちをするに当たっては、幕府および藩が定めた手続きを踏み、その許可を得ることが求められた。すなわち、一般に敵討ちを志す者は、あらかじめ当該領主（奉行所・役人）にその旨を届け出て、藩から幕府に伺いを立ててその認可を得ることや、敵討ちを決行する段階においても、当該藩の奉行所などに申し出て認可を得、かつ当局の役人が立ち会う必要があった。もともと敵討ちを想定しなかった身分の被差別民においても、認可されるか否かは別として、まずは、所定の手続きを踏むべきであったかもしれない。

しかし、前記「留書」によると、岩五郎は当初、敵討ちを決意したときから敵討ちを決行するまでの間に、藩に対し敵討ちをしたい旨届け出た形跡が見当たらない。ただ、島抜けしてきた近松および富吉と対決した岩五郎は、「親の敵」と名乗り、相手もこれに「心得た」と応じているから、これが単なる私闘でなく、敵討ちだということを表明してはいる。この名乗りは一定の意味のある言動であったろう。藩の役人が立ち会ってはいなかったにしても、である。岩五郎は、両人を仕留めたのち、肝入方に届け出、すなわち自首をしている。ところが当局は、この事案に関しては手続き上の問題点を、あれこれ詮索することはほとんどしなかったようだ。ただ、敵討ちで自首したと

## 幕末における被差別民の敵討ち

はいえ、正式の許可なくして行われた殺人行為ということで、御法により入牢のうえ吟味・取調べとなった。しかし岩五郎が、被差別民でありながら、親の敵討ちを、それも二人の相手に単身で立ち向かって目的を達成したという、奇妙な孝養心の方に目が注がれ、関心が集まった。結局50日後、身柄釈放のうえ褒賞を賜る仕儀となった。

これは被差別民の場合ではないが、仙台領内では明治2年(1869)に「平人」による敵討ち事件が発生し、藩がこれを賛美した事例がある。

陸中国磐井郡東山中川村(一関市)の幸治・幸七兄弟が父の敵を討った。8年間、捜し回った末の敵討ちだった。兄弟が住む村当局は、この兄弟を「奇特之者」と評し、褒賞を与えようとしたが、明治新政府の民部省からは、人を殺した違法行為を顕彰するのは論外である。ただ、多年流浪して家財を失っているので、老母を抱える兄弟の生活が成り立つように面倒をみてやれ、という指示に止まった<sup>13)</sup>。ここには、敵討ちに対する旧幕時代と明治新政府との間に認識の違いが生じており、時代の推移を察知することができる。それはしばらく措くとして、幕末の仙台藩は「平人」、そして被差別民の敵討ちに対して高い評価を与えたのであった。

なお『白石町誌』を見ると、岩五郎父子の頌徳碑を建てるべく、白石町の川村豊吉が發起人となって目下、有志から寄付金を募集中で大正14年(1925)末ごろに完成予定だ、とある<sup>14)</sup>。しかし、白石市教育委員会社会教育課文化財係(2009年3月26日付け回答書)によると、この頌徳碑は、市内の石碑調査の結果、作成された『白石市文化財調査報告書 第12号 道ばたの碑』(白石市教育委員会、1974年)にも集録されておらず、目下、当該石碑の存否は不明とのことである。筆者の調査活動でも建碑を確認していない。なんらかの理由で、頌徳碑の建立計画が中止されたのであろうか。

## (2) 長州藩の被差別民登波の敵討ち

吉田松陰に「討賊始末」と題する著作がある<sup>15)</sup>。安政4年(1857)丁巳6

月25日（同6年5月重ねて識す）に書いたとされ、松陰の遺稿とされる。長門国大津村の向津具上川尻浦<sup>16)</sup>の「宮番」幸吉の妻登波が<sup>17)</sup>父や夫などの仇を求めて行動した壮烈な半生について、松陰が関連史料を収集し、これに論評を加えて編録したものである。事件の概要は以下のとおりである。

登波（登波の自署はとわ、その他、とは・阿騰波あるいは於登波とも記すが、「討賊始末」などに従い以下、登波と記す）は、豊浦郡滝部村の「宮番」甚兵衛の娘である。父の甚兵衛は、もと播磨荒井の百姓だった。登波は、7歳のとき母親に連れられ、姉（伊勢）・弟（勇助）と4人連れで荒井から下関に来て、当地に滞留。父も同年、後を追って下関にやってきた。母はほどなく物故したが、姉は俵山の「宮番」に嫁いだ。同じく下関に滞留中、登波も幸吉と結婚した。登波15歳のときであった。

ところで、夫の幸吉には松（まつ）という妹がおり、枯木龍之進なる自称石見浪人に嫁いでいた。龍之進は売卜、棒術・剣術指南などをして諸国を徘徊し、松も龍之進に従い、諸国を巡り歩く有様であった。

文政4年（1821）10月29日、浪人枯木龍之進は妻松と先妻の子（千代）ともども、豊浦郡滝部村（滝部村は大津郡代の宰判、宰判は行政区画名）八幡宮の「宮番」甚兵衛（登波の実父）の家で会合し、逗留することになった。龍之進は身勝手極まる人物で、先妻の子を幸吉の家に連れ込み、女房の松や子どもたちをも幸吉に預けて、数か月も流浪するような人物だった。このときも、銀三百目くらいの金を条件として松を離縁したい、という話を持ち出し、幸吉たちの怒りを買ったが、甚兵衛の計らいで、その家に一家一族が集まってなんとか離縁話をまとめ、酒を飲み交わして別れるところであった。

ところが、丑の刻（午前2時）過ぎに、龍之進が早朝に出立するというので甚兵衛と勇助が起き出て茶などを沸かし、飯を食わせた。皆がしばらくまどろんでいたとき、灯火が消えたので、龍之進が松に付け木を取るよう requested が、松が離縁の人には「其の儀に及ばず」と言って起きなかった。甚兵衛が両人の口論を聞きかねて外に薪を取りに出ている隙に、龍之進は松・幸吉および勇助三人を殺傷し、さらに、外から入ってきた甚兵衛までも戸口

## 幕末における被差別民の敵討ち

で切り倒し、逐電してしまった。登波は、川尻で幸吉の帰りを待っていたが、この惨状が伝えられると早朝、6里の路を急行した。

突然に実父を亡くし、かつ、夫にまで重傷を負わせられた登波は、このとき23歳だった。これが、長州藩における被差別民の間に起こった敵討ち事件の発端である。

さて、同年11月朔日から14日までに、出張してきた御徒目付<sup>おかちめつけ</sup>の取調べが済むと、早くも登波は、目付らに敵討ちを願い出た。しかし、いまはそういうことは認められない、今後、敵の住所を尋ね求めたことを申し出れば、その折にはしかるべきお裁きがあるうということであった。かくてお上も、検断・目明しなどにより龍之進の行方を探索させたが、ついに分からず仕舞いであった。

父と親族二人を殺され、そのうえ、夫幸吉も重傷を負わされた登波の恨みは、骨髓に徹し、復讐の情を禁ずることはできなかったが、幸吉の傷が重いため、これの治療に専念しているうちに数年が過ぎ去った。しかし、夫の傷が完治しないばかりか、余病を併発して3、4年経った。そこである日、ひそかに登波は、夫に復讐の心願を語ったところ、夫もおおいに喜び、月日を移さず仇を求めて出立するがよい、自分も全快すれば後から尋ねて行くから、と励ましてくれた。こうして文政8年乙酉3月、懇ろに暇乞いをして登波は出立した。文政8年といえ、この藩でも、他国出行の取締令が連年（文政7年2回、同8年1回、同9年2回）発布されている最中の出国であった。登波27歳、幸吉39歳。登波が幸吉と結婚してから9年目のことだったが、これが夫婦にとっての今生の別れとなった。

烈婦登波は、川尻を発って東に向かい、萩・石見・津和野へ行き、高津人丸社に参詣後、浜田・銀山大森から出雲へ出、出雲大社・日御碕等に参詣し、松江から伯耆大山、そして鳥取を経て但馬・丹後・若狭に出て、この辺りで酉年を越年した。同9年の戌年に入り、近江・美濃・伊勢・紀伊を廻り、高野山にも立ち寄り、和泉・河内から大和に至り越年した。登波は、京都・大坂は諸国の人々が立ち寄る地だから、悪者どもはけっして足を止めることは

なかるうと考え、大和より伊賀を経て近江に戻り、大津駅から三井寺・比叡山を廻り、京都中の神社仏閣を拝礼して摂津勝尾寺・播磨書写山より大坂に出て、淀船で伏見へ上った。これで敵は畿内近国にはおらず、奥羽・関東に立ち寄ったのであろうと想い定め、さらに敵を求めて木曾路を東へ下り、信濃に入り飯田の城下を過ぎり、上・下諏訪から和田峠を通して善光寺に参詣し、越後を過ぎり、今町から新潟に至った。そして陸奥に入ったのだが、会津の城下を通して仙台に出、さらに東に下り、南部の恐山（おそれやま おそれざん恐山）にもお参りした。

ここから津軽に向かい、出羽からまた陸奥・岩城を通り、常陸を経て筑波山に登り、日光山に参詣して江戸に入った。ここに3年滞留して各地を尋ね歩いた。

水戸道中の常陸筑波郡では藤代宿（茨城県北相馬郡）に滞留し、同郡若柴宿（茨城県龍ヶ崎市）百姓市右衛門という者の家に宿したが（登波33歳）、凶らずも病気になる、百日あまり臥せた。亭主がことのほか懇ろに保養させてくれたため、快気後、上総・安房などを廻り、ふたたび若柴に戻り、先だっのお礼奉公として1両年の間、農家の手伝いをしたこともあった。

この宿所を出立すると、江戸から相模を通り、伊豆最南の出崎、手石弥陀・イロウ権現（石廊崎）に参拝してから東海道筋に出て、遠江の秋葉、三河の鳳来寺などに立ち寄り、宮の渡を過ぎて奈良を通り、紀伊国加田（かた加太か）へ出て十三里の渡りから阿波の撫養（むやむや）へ上がり、土佐・伊予を通り讃岐から備前田ノ口に上り、所々を尋ねたが、ついに足跡を探ることができなかったため、また常陸の若柴宿を目指して帰った。

前述の市右衛門方で病気に罹った際、もはや快復がおぼつかないと覚悟し、亭主に事の経緯をしさいに語ったが、不思議に快気したのであった。

ところで、市右衛門の次男に亀松という、登波より15歳ばかり年若い、頼もしい青年がいた。彼はたくましい義侠心の持ち主で、ちょうど心願を立て讃岐の金毘羅参詣を望んでいた。そこで、これを渡りに船と、復讐の大望を打ち明けて相談したところ、亀松は助太刀を承諾してくれた。市右衛門には

納得できないことがある様子だったが、両人は両親の許しを得たと解し、連れ立って宿所から出立することになった。

これより日光山中禅寺・善光寺などに参詣し、飛騨・加賀・能登・越前の国々で捜し求めて京都に上り、また、紀伊から四国に渡り、讃岐の金毘羅にお参りした。このころ、かつて登波が龍之進の娘千代を預かっていたとき、何気なく父の実家の仕事を聞いたところ、馬沓<sup>うまぐつ</sup>を作って吉田に売りに行っていたと話していたことを思い出し、安芸の広嶋に渡った。ここで、龍之進の縁者が高田郡秋町村にいるのを聞き出し、たびたびその辺りを訪れたが、敵の所在は分からなかった。だが、同郡吉田に龍之進の老母がいることを聞き出すと、二人で訪ねて行き、われら夫婦は関東辺りの者だが、この辺りに、名を失念したが、剣術指南の浪人の老母とやらの縁者がいると聞き及んでいゝる、ご存知ないか、とあちこちで問い合わせた。たまたま、吉田近くで龍之進に似た男を見つけ、二人で敵討ちの打ち合わせをしたが、よく見ると、これは別人だった。そこでこの男に、自分たちは関東近辺の者で、物詣にこの辺りを通りかかったのだが、私たちが住んでいる近所の男から、この辺に剣術指南の門人としてお世話になった人がおり、その人にお礼を述べてほしいと頼まれた。その人の名は忘れたのだが、心当たりはないか、と聞いてみた。これがきっかけで、ついに2里ほど下ったところに龍之進の母と兄がいることを突き止めた。龍之進は石見浪人と称していたが、彼が安芸御領の被差別民だということを知ったのは、このときのことだった。

決定的な手掛かりを得た登波<sup>みよし</sup>らは、三次から1里ほどの三次郡の百姓屋に一泊、それとなく龍之進のことを問い尋ねたところ、九州の彦山<sup>ひこさん ひこさん</sup>（英彦山）に娘がおり、龍之進なる人物がその地を往来していることが分かった。たまたま物貰いにやってきた姥男二人が龍之進の母と兄だということ、宿の者が教えてくれた。

さらに近所で二宿（二泊）し、夜な夜な龍之進宅を窺ううちに、いま龍之進は不在であることを確認し、いよいよ娘（娘の千代は、のち名を兔伊<sup>とゐ</sup>と改め、彦山の山伏梅本坊法用の養女となり、長じて彦山宝蔵坊に嫁していた）

の住む彦山に敵がいるに相違ない、と確信するに至った。

かくて登波は、嬉しさのあまり天地神明に礼拝し、亀松も、年来の約束どおり、助太刀することを改めて約したのだった。そこで、ひとまずは御国に戻り、お上に願い出たうえで敵討ちを図るということで、大森銀山を通り萩城下松本に帰った。そして、浜崎目明し（目明）と八という者に会い、積年の志願、賊の所在を探し当てた経緯を述べ、敵討ちをさせてくださるようお願い出てほしいと頼んだが、とりあえずは在所に帰り、先大津の目明しに取り次いでもらうようお願い出るがよいと言われ、天保7年（1836）丙申4月、角山（角山と訓ずるのが正確）に帰着した<sup>18)</sup>。領国から外に出て敵（仇）を探索すること、実に12年（事件発生から数えて16年）、西海を除く五畿（山城・大和・摂津・河内・和泉）七道（東海・東山・北陸・山陰・山陽・南海・西海）を巡り歩き、その間、言語に絶する辛酸を嘗め、ついに敵の居場所を突き止めたのだった。

角山の自宅に帰った登波は、去る文政9年に病氣全快しないまま夫の幸吉が旅立ち、杳として行方知れずのままであることを知り、愁傷のあまり途方に暮れたが、猶予しておれば、また龍之進がいずれかに立ち去るかも知れず、片時も揺るがせにしてはならぬということで、亀松に諫められ、伯父茂兵衛とも相談し、お上に願い出ることなく、亀松同道で彦山を目指して下関に赴いた。

ところが、先大津の目明し（松五郎）の名代として茂兵衛が二人に追いつき、代官からのお達し（内移）があり、とにかく立ち返るようと連絡してきたので、いたし方なく両人は角山に帰った。これは、さきに登波が萩の目明しと八に申し出た敵討ち許可願いが、藩政府内で検討された結果、代官所へ沙汰が下されたということだった。

登波の一件については、長州藩内では衆議区々で、なかには賊を捕らえて連行し、扇の芝（萩市の松本大橋と松本小橋の間に挟まれた所）で矢来（竹や丸太で組んだ柵）を組み、公開で復讐をさせるべきだという意見もあったが、5月28日に下された代官所への沙汰は、およそ次の3点に要約できるで

あろう。

- ①登波は、滝部や川尻その他に親類縁者がいないので当分の間、身柄を代官所に仰せ付ける。
- ②亀松儀は不義密通者につき、仔細を申し聞かせ、生国に帰るよう、これも代官所より申し付けさせる。
- ③龍之進は九州にいるが、殺人罪の者だから、聞きただしたうえ召し取るよう申し付ける。

6月20日、大庄<sup>おおじょう</sup>屋久保平右衛門は亀松と登波兩人を私宅に呼び出し、上記沙汰につき委細申し聞かせたところ、亀松は、不義密通の者などと侮辱されたことに無念の涙を落としたが、「即座に畏り奉り候」と申し述べた。しかし、登波のほうは「有無の返答」をしなかったため、兩人にいま一夜熟慮させることとした。明朝、ふたたび呼び寄せて尋ねたところ、兩人とも納得したので、亀松に路用金二両を渡し、亀松から一札（「申上候事」）を差し出させた。これは帰国を了承した一文だが、①帰国の了承、②金二両への礼、③この事件については他言しない約束、以上の3点が認められていた。こうして亀松は6月末に発ち帰り、登波は当分の間、松五郎方に留め置きとなり、組合の世話にもなったが、その後、角山村に居を構えたという。

一方、藩は賊追捕のため、彦山へ萩の目明し与八、先大津の目明し松五郎を、直横目<sup>じきよこめ</sup>の茂助に添え、隠密に探索させたが、いまは佐竹織部と改名した人物が龍之進に相違ないことを確かめ、捕り方につけて松五郎を豊前国に渡海させ、香春<sup>かわら</sup>・彦山<sup>そえだ</sup>・添田の目明し4人<sup>19)</sup>に依頼させた。この件については、下関の目明し弥五郎からも書状をもって依頼した。ここに見られるように、異なる藩（長州・小倉小笠原）の間における犯人の探索・引渡しなどに関して、直横目や目明しクラスの下役人が、書状のやり取りを含め実際の業務を担当していることに注目したい。

亀松帰国後の登波は途方に暮れ、手を無くした蟹の心境だったが、お上がやってくれることに希望を持ちつつ、その進捗状況を松五郎に問い詰め続けた。しかしそのつど、松五郎は時を待てと言って、登波の悲憤の思いをなだ

める他なかった。こんな状態で4・5年が過ぎたが、天保12年辛丑(1841)3月に、彦山の好助、添田の利吉両名の目明しから下関の弥五郎宛てに、枯木龍之進こと佐竹織部(当時改名)逮捕を知らせた飛脚便の書状(3月10日付け)が届き、萩に向いた先大津の松五郎にその旨通知があった。

好助と利吉の書状によると、龍之進が3月9日に彦山で一宿し、10日に立出するという情報を得、早速、手付けの者を召し連れ、八つ時(午前2時)に彦山麓村で召し捕った。この大切な身柄を我々が預かっているので、書状が届き次第、当宿に出張されたい、とあった。

萩では、3月14日に松五郎が到着、なにかと用意を整え、15日夜に直横目の茂助、検断二人、目明し手先一人と松五郎が立出、17日朝には下関に着き、弥五郎と対面、18日には香春宿の利吉方へ、翌19日朝には添田宿に到着し、彦山の目明し好助の出迎えを受け、旅宿新屋専作方に落ち着いた。

ここで好助から、織部こと龍之進逮捕に至る経緯につき詳しい説明を受けた。すなわち、10日に彦山の好助らは、敵の龍之進だと確かめて捕らえ、身柄を松五郎に引き渡すべく、しっかりと縛って私宅に連れ帰った。この間、龍之進から、長門国に引き渡されたらとても助命は相成らないと覚悟を決めたので、証文その他の所持品につき、しかるべく処理してほしいとの依頼があった。

そして翌11日、龍之進を添田宿の目明し利吉方まで送り届けた。当宿では手錠を締め、猿繫ぎし、多人数の番人などを付けて見張りをしていたのだが、14日夜の八つ時(午前2時)ごろ、ついうっかりと眠気を催した番人が、物音に驚き、龍之進が逃げ出したのに仰天して後を追いかけたが、見失ってしまった。やっと<sup>ますだ</sup>升田(榎田)村の山中に逃げ込んだ所を探索した。15日の朝、<sup>ちゅうげんじ</sup>中元寺村馬場というところまで逃げ延びた龍之進は、もはや逃げ場なしと覚悟を決め、道中で自害する様子が見えたので、急いで差し押さえた。だが、すでに包丁で腹を縦に六寸ばかり切り裂いていた。近隣の医師ら4人にとりあえず縫合手術をしてもらった。16日朝には食事を摂り、快方に向かったかのようにだったが、暮れごろに至り容態が悪化し、ふたたび医師が種々薬用・

治療を施したが、同日夜五つ（午後8時）ごろに落命するに至った。54歳だったという。刃物は利吉方の棚にあった菜切り包丁であった。龍之進の娘兎伊は、当年28歳になり、娘もいたが、父親が捕らえられたと聞き、娘を殺して自害したとか、あるいは遁去したとかの風聞が残った。

天保12年3月20日、双方一同立会いのもとに遺体を検分し、これを蠣灰（<sup>かきはい</sup>蠣は蠣粉に同じく、<sup>かき</sup>牡蠣の殻を焼いて灰としたものか）で箱詰めにして添田宿へ送り出した（遺体は塩漬けにして移送するのが一般）。ところが21日朝になると、龍之進は被差別民だったという風聞が立ち、かの地の役方の者が人夫を差し出しにくいということだったので、弥五郎・松五郎から好吉と利吉宛てに、<sup>け</sup>けっして被差別民の者ではないという一札（3月21日付け）を差し出した。松陰は、佐竹織部こと枯木龍之進が備後三次の被差別民であったことは、登波が現地でその風聞を確認済みである。ただ豊前では、文書に一時の方便で石見浪人と書いたけれども、それは真実ではない、と記している。ここに見られる龍之進の遺体護送拒否の動きは、「平人」らのなかにおける差別意識の表われなのか、あるいは、囚人や遺体の護送を強いられた被差別民たちによる、権限外の業務（業務内容に被差別民の囚人や遺体の護送は含まれていない）だという抗議なのか、明確ではないが、検討を要する問題であろう。

こういうこともあったが、とにかく一行は、21日の朝に添田を出発、深更（夜中）に及び赤間関に着船、24日、萩に帰着した。

長州藩では、龍之進の遺体を籠屋に仮埋し、法の定めにより（「御法の通り」）12月6日に斬首、かつての凶行現場だった滝部村で梟首（<sup>きょうしゅ</sup>獄門の一で、さらし首）することを命じた。この処刑を聞いた登波は、敵が見付かり捕らえられたことには喜んだが、肝心の敵が自害し、藩当局が登波の要求を無視してその死骸を斬首し、かつ梟首したことに激怒し、首級をさらした滝部村に走って行き、その死首に向かって辛み、恨み言を述べ、睨み付け、短刀を引っ提げて立ち向かった。このときの登波のしぐさだが、実際に登波が敵の首などに短刀で刺したと解した文献もあるが、これは、松陰が碑文に「烈婦走就首下、匕首擬之」と書いたように、自ら匕首を持って龍之進の首などを刺すしぐさをし

たということであろう。さらし首にされた龍之進の遺体になんどもヒ首で突き刺したとは、筆者にはとても想像できない。

ちなみに、<sup>ほうほく</sup>豊北町の役場近くに「越地の一本松」があり、ここに龍之進の首級を埋めたと伝える<sup>20)</sup>。このときの代官役・<sup>ちやう</sup>張<sup>しぞう</sup>三左衛門至増の申し出により、登波は終生、一人扶持を賜ることとなった。

ところで、初め直横目の茂助らが豊前に向かうとき、登波はこの一行に随行したいと、しきりに願い出たけれども、その願いがかなわず踏みとどまったが、龍之進がかの地で自死し、その首級がさらしものとされた。これは腐った瓢箪のようなものだから、無念の思いでいっぱいだった。こんなことになるのが分かれば、願い出ることなく行くべきだったのに、と悔しがった。一方、大恩ある亀松に敵の鼻首を知らせるべく登波は、明年4月、ひそかに、鶴蔵という9歳になる養子を連れて常陸国若柴に出かけた。だが、亀松本人も父市右衛門も、すでに先年、他界（亀松は嘉永元年《1848》3月15日に死亡したことがのちに判明）したということで、家内の者に挨拶だけして10日ほど滞在し、日光山や善光寺などに参詣し、その年の10月、角山に帰着した。

その後、16年目の安政3年丙辰（1856）10月に、長州藩では孝子・義人の詮議が仰せ付けられたが、その際、代官の勝間田権右衛門<sup>もりとし</sup>盛稔をとおして登波は、比類なき孝義の者として門戸に旌表され、あわせて米一俵を賜った（登波58歳）。

安政4年丁巳9月、松陰の友で画工の松浦松洞が角山の登波を訪れ、彼女の肖像画を描いた。その折り、夫幸吉が消息不明のままにあることを、松洞が聞き、これを詰ったところ、その言葉に感動した登波は、直ちに家を出て石見に行き、所々を探索したが、手掛かりがなく、各地の「宮番」に情報があれば知らせてくれるよう依頼して、空しく帰ってきた。登波が当地の「宮番」に対し情報提供を依頼したことから分かるように、登波の探索活動に「宮番」仲間あるいは被差別民たちの間の一種のネットワークが活用されていたことに注目したい。松陰の家に立ち寄って縷々物語ったのは、そのときのことであったという。

## 幕末における被差別民の敵討ち

実は、後日になって判明したことが、不明とされていた夫の幸吉は、安政5年(1858)6月22日に死亡していたという(『油谷町史』)。

安政5年戊午に、長州藩では孝人(孝行者)や奇天人などに対する褒美の詮議が仰せ付けられた。その際、登波は「宮番」の称を除かれ、平民一統の戸籍に加えられることになった。

かつて、周布政之助兼翼すふまさのすけかねすけが代官職にあったとき、政之助は登波を「平人」に加えることを政府に申し出たが、「宮番」が良民よわいに齒(齒列)するというのは、藩に故事(前例)がないということで沙汰済みとなっていた。しかし、この件で藩政府は、儒者などの識者の意見を聴取し、この先例のない被差別民登波の孝義を評価する議論を採用し、かつ登波の素性は、もと播磨の百姓で、幸吉も元来、奥阿武郡の百姓であるから、いったん「宮番」にはなったが、これは「賤を放ちて良に還す」ということで問題はない、という結論に落ち着いた。被差別民解放、身分変更がきわめて至難であった身分制社会の厳酷さを改めて知らされる。吉田松陰は、この議決を「嗚呼、是れ登波の栄のみならず、実に政府の美事と称すべきなり。」<sup>21)</sup> 称賛した。登波は明治4年(1871)(一説に正月)に死去したという。享年73歳であった。

後日談だが、登波の業績を称えるための建碑の試みは、もともと周布政之助が発案し、彼から依頼を受けた松陰が自ら碑文を書いたのに由来する。現在、登波の碑は二か所ある。一つは、昭和6年(1931)大津郡菱海村婦人会ひしかいそんによって建てられた「烈婦登波之碑」(陸軍大将田中義一書)で、浄泉寺(浄土真宗本願寺派、長門市油谷町)境内にある。いま一つは、惨劇のあった滝部村の有志が烈婦表旗会を組織して建碑し、大正6年(1917)12月12日に除幕した「烈婦登和碑」(ママ)(従二位男爵野村素介書)で、旧郷社滝部八幡宮境内(下関市豊北町)にある。これらの建碑事業は、復讐美談を顕彰したものであるが、そこには、絶対主義的天皇制国家の国策に民衆を動員する意図も込められていた、と思料する<sup>22)</sup>。

日本仇討史上、最長年月、最長距離を記録したと称される(『油谷町史』)この敵討ちは、いま、滝部八幡宮の鳥居の前にある掲示板に、次のような文

言で記されている。

### 烈婦登波の碑（原文は縦書き）

登波は、滝部の宮番甚兵衛の次女であって 父甚兵衛と肉親数名を些細なことから殺傷した（文政四年・一八二一）石見の浪人枯木竜之進を討とうとして苦心惨憺、六十余州を遍歴し 遂に豊前の彦山で本望を遂げた。

（天保十二年・一八四一）

この事跡について、先大津代官勝間田盛稔は安政三年（一八五六）藩に申請して、登波は表彰され褒美を与えられた。

その後 先大津代官となった周布政之助は 登波の表彰文をその師吉田松陰に依頼した。松陰は一ヶ月の間、松下村塾の授業を休んで成稿した。（安政四年・一八五七）その後、登波表彰のことが永く止んでいたのを、長府の桂弥一の進言によって、大正五年（一九一六）に地元の有志が発起し、中山太一の寄付によって建碑されたものである。

豊 北 町  
豊北町観光協会

### （3）登波の敵討ちにおける諸問題

近世の敵討ちは、武士道の精神と結びつきながら武士の世界で始まったが、しだいに百姓・町人にまで拡がり、幕末に至ると、おそらく数は極少だが、被差別民の間にまで及ぶようになった。ここに取り上げた二つの事例は、筆者の調査範囲内だが、文献資料に示された貴重な被差別民による敵討ちである。すなわち、「賤民」と称される人々のなかに敵討ちの精神を持ち、それを敢行する、あるいは敢行しようと苦闘する人物が出現した。これは、近世的身分制社会の枠組みが緩みだした幕末の社会現象と無関係ではあるまい、と推考する。つまり、近世封建社会における敵討ちの善し悪し、それへの評価は別として、被差別民による敵討ちは、当時の身分制社会の最下層に位置づけられ、厳格な身分的差別のくびきに縛り付けられた被差別民たちが、武士

などと同等の人間の心情を抱く人間であることを、差別する側の諸階層に強烈に訴えた歴史的事象だったと理解する。これは、当人たちが意識する、意識しないにかかわらず、身解放への一つの闘いと読み取ることができるのではなからうか。

幕末の文献に示された被差別民による敵討ちは、近世初期の封建的支配層にとって想定外の事象であったろう。しかし、それが現実の問題として目前に提示されたとき、幕府と藩は、これにどう対処したのであろうか。

そもそも、敵討ちは「俗に仇討、意趣討などとも呼ばれたが、幕府法上は敵討と称した。敵討が許されるのは、親・夫・伯叔父・兄など目上の親族、および主人の敵を討つ場合に限る。目下の者が殺害されたときは、被害者の親族は普通の刑事裁判手続によって下手人の吟味を訴出るべきであった。」とされる<sup>23)</sup>。

武士以外の百姓や町人においても、幕府や藩に伺いを立て、あらかじめその許可を得る必要があった。『孝義録』(寛政年間)50、附録には、親の敵討ちをした百姓で表彰された7人の事例が掲げられている<sup>24)</sup>。百姓・町人の敵討ちの場合も、その届けは、武士に準じて行われることになっていたようだが、武士が原則として許可されるのに対し、百姓・町人は、一般に許可を得ることが難しかったようだ。だから百姓や町人は、面倒かつ困難な願い、ないし届けの手続きをするより、届けなしの敵討ち敢行を選んだ<sup>25)</sup>。確かにそういう事例が少なくなかったらしい。

百姓や町人の敵討ちは、時代とともに増えてきたとされるが、その原因などについても、すでにそれなりの研究があり<sup>26)</sup>、また登波のような女性の敵討ちについても、少なくない復讐劇が紹介され、取り上げられてきた<sup>27)</sup>。これらの問題についても、なお検討すべき余地が残されているようだが、ここでは割愛する。

ところで、最下層に位置づけられた被差別民の敵討ちについてだが、この場合においても、しかるべき掟をお上が設けていたのではなかった。だから、たまたま生じた事案に対して対応、処置せざるを得なかった。

まず問題となるのは、小論で検討した二人の被差別民が、事前に藩庁など、いわゆるお上に届け出たか否かということである。前節で述べたように、岩五郎は、敵の近松と富吉が江島から島抜けしてくるのを予想し、彼らを待ち受けて復讐したのであり、お上の承認なしに敵討ちを決行したのち、当局に届け出た。

これよりさき岩五郎は、父を殺害した犯人兩名を捕らえて、その身柄を当局に突き出していた。しかし仙台藩はこれを裁き、江島に流罪とした。この藩の裁き、すなわち死罪となるべき犯人を、なんらかの理由（恩赦という説がある）で罪一等を減じて流罪とした、このお上の裁きに対する不信感が、岩五郎をして敵討ちに踏み切らせる強い動機となったと思われる。その際、当人たちは島抜けすれば当然死罪になる人間だから、彼らに復讐しても罪に問われることはあるまい、との判断が働いたことも十分に考えられる<sup>28)</sup>。そして敵討ちの場面では、相手に対し父の敵であることを確かめ、相手がこれに応じた形を踏んで決行している。以上のような経緯や理由が考慮された結果、「御法の定めにより」入牢50日などの形式的な処罰は受けたが、逆にその孝養が称賛されたのであった。この事件は被差別民同士の、いわば法的には無届けの敵討ちだったが、藩は、この一被差別民の至孝を高く評価し、これを藩政に活用したのであった。

一方、登波の場合だが、殺傷事件のあった年の11月14日までに御徒目付の取り調べが終わると、「出張の御役人へ、偏に御慈悲を以て敵を御討たせ遣され候様にと嘆願申上げたれば、只今左様の儀は相成らざるに付き、此の後敵の住所相尋ね申出で候はば、其の節の御捌方あるべくとの事なり。」<sup>29)</sup>とあるように、御徒目付に敵討ちを嘆願したが、いまはそういうことはできない、敵の所在が分かって申し出た折には、しかるべくお捌きがあろうとの返答であった。この時点で、すでに登波の敵討ちの意思は判然としていたが、お上の許しはなかった。敵の所在確認を待つというお上の態度であった。

その後、登波の決意が募り、夫幸吉の許しを得、敵を求めて旅立つことになるが、正式に敵討ちの届け出を済ませて旅立った形跡は見られない。長旅

の末、敵の所在が明らかになった時点で、ふたたび登波は正式に自らの決意を表明した。すなわち「ひとまづ国元エ立帰り御上の御免許を蒙りうっぶんをはらすべしと、亀松もろとも石見路より歸」<sup>30)</sup>り、萩城下で浜崎目明しと八という者に会い、積年の志願を成し遂げ、賊の所在を捜し出したことを述べ、ぜひ敵討ちをさせてほしい旨、懇願した。このときも、いちおう在所に帰って先大津の目明しに取次ぎを願うように、との指示を得て、角山村に帰着している。とにかく、簡単には敵討ちの許可が下りなかったことがよく分かる。これには、登波が被差別民だったこと、これが不利な条件として作用したことも十分に推察できる。

その後、登波の申し出があったにもかかわらず、敵の逮捕については長州藩の手に移り、その結果、龍之進が自殺するという、登波にとって予想外の事態を迎えるに至った。この点について横山健堂は、藩政府が偵吏を派遣して敵を逮捕しようとしたのは、登波が返り討ちにあうのを避けるためであり、敵を捕らえて法に処し、しかるのち、登波に敵討ちの式を行なわせるのが主意であった<sup>31)</sup>、と述べている。登波には、とても納得できないことだが、藩内でこういう配慮が働いたことも、あながち否定はできないであろう。熟考を要する問題である。

さて、登波は、夫に敵討ちを打ち明け、領主からの敵討ち免許状を持たぬまま敵を求めて旅立った。周知のように、近世封建社会においては日本国内に無数の国境が存在し、自由往来は著しく制約されていた。かの有名な弥次郎兵衛（衛）と北八（喜多八）は、出立に先立って旦那寺（檀那寺）から往来の切手（手形、旅行の際の証明書）を、大屋（大家）から御関所の手形（名主・大屋が発行した箱根などの関所を通行するための身元証明書）を受け取っている<sup>32)</sup>。すなわちこの時代、領国を離れて長期旅行するには、身分証明書やパスポートに似た機能を持つ手形が必要だった。もとより多くの藩では、無断で旅に出ることを禁じていたが、「天下泰平」や「五穀豊穰」を眼目とする寺社詣で（伊勢・金毘羅参宮や西国の札所廻りなど）を目的とした旅であれば、檀那寺などが裏書した手形を携帯・持参のうえ旅をすることは不

可能ではなかった。

ちなみに、自殺した直後の龍之進の所持品のなかに「往来手形一通箱入」が含まれていた。彼は、檀那寺の真言宗円光寺が発行した往来手形を持ち歩いてきた<sup>33)</sup>。その往来手形にも、この人物がわが円光寺の檀那であること、このたび四国遍路ならびに肥前国清政 清正 公参詣のため「発足」するので、国々の陸海の通関を認めてほしいこと、および万一病気になるいは病死となっても当方に届けていただく必要はなく、ご当地の作法で葬っていただきたいこと、が記載されていた。

ところで、近世社会では「おかげまいり」、そして「ぬけまいり」と称される民衆的宗教運動が展開された。これは、もともと伊勢参宮を許されなかった百姓や町人が、ときには集団で堂々と、ときにはこっそりと伊勢に参詣することだった。やがて、夫・親・主人あるいは村役人に無断で参宮するのが当たり前ようになったが、それは必ずしも咎められなかった<sup>34)</sup>。しかし、この民衆的信仰運動が拡延し過ぎると、農村人口や米穀生産量の減少を招来するとの危機感を持った各藩は、この運動の行き過ぎに歯止めをかけるべく規制を加えるに至った。長州藩においても、伊勢参宮などのための「ぬけまいり」や他所見物を名目とした百姓たちの他領・他国への出行（出国・出奔）を警戒し、その法度に違反した「不心得な」、「行き過ぎた行動」を取締る通達などをたびたび発布し、注意を喚起し、警告していた<sup>35)</sup>。

こうした民衆運動と藩当局のせめぎ合いという先行状況を考慮すると、登波が檀那寺に出国のための手形（往来手形・宗門手形）を申請し、これを携帯して領国から出立するのは、けっして容易いことではなかったと推測される。とにかく、登波の敵捜しのための旅立ちは、檀那寺（あるいは庄屋など）から得た手形を持参しての出国であったろう<sup>36)</sup>。

長州藩からの敵討ち許可なしで出国した登波も、おそらく、寺社詣でを目的とした檀那寺などが発行した手形を携帯して、諸国を巡り歩いたようだ。その証拠に、「討賊始末」には出雲大社・日御碕・高野山・三井寺、京都中の神社仏閣、摂津勝尾寺・播磨書写山・善光寺・恐山・日光山中禅寺・イロウ

権現(石廊崎)・参河鳳来寺・金毘羅その他を参詣したことが記されている。そして登波の場合、各地の寺社参詣は、公権力に対して、敵討ちという真の目的をカモフラ - ジュするためだけの行動ではなかった。全国から多数の人々が参詣に訪れる場所は、敵を捜し、その情報を入手する適地でもあった。自らが携帯していた手形のなかに記載されていたであろう「物詣でのための旅」という文言は、敵を捜し求める重要な手段でもあった。だから、全国から人々が参集し、情報が行き交う有名な神社仏閣、宿場や城下町を、登波は巡り歩いたのだ。これは憶測だが、登波は、手形を発行してもらった檀那寺などに対しては、自らの旅の真の目的を密かに語っていたことであろう。

12年にわたる旅にはかなりの路銀を必要としたはずだが、「討賊始末」には、旅費などの諸経費の調達・出所については言及がない。同じ被差別民のなかでも、被差別民を管理し、最末端の権力を代行する「宮番」という役柄から多少の経済的蓄積があったかもしれないが、それにしても10年超の全国旅行を支え切れるものではなかった。他家の軒先、寺社の縁の下、あるいは野宿同然の日々もあったことであろう。

この点に関しては「討賊始末」のなかに参考になる記載がある。水戸道中常陸筑波郡若柴宿の百姓市右衛門なる人物の家に宿泊したとき、図らずも病気になる、百日あまり床に就いたことがあったが、快気後ふたたび同所に戻り、先のお礼奉公として同家に滞留し、1～2年の間、農家の手伝いをした、とある。この話題は登波の誠実な人柄の一端を示しており、興味深い。ある面では、まるで無銭旅行に近かったと思われる登波の旅は、お礼奉公、あるいは全国からの巡礼・参拝客が利用した宿など、当時の旅のネットワークや、地域・宿場の人々の善意(「おかげまいり」では「施行<sup>せぎょう</sup>」といわれる報謝などが見られた<sup>37)</sup>)にすがって行われたと推測される。とはいえ、長期にわたる旅、それも女性の一人旅(ある時期からは亀松が同伴したが)は、想像を絶する難行であり、その労苦は計り知れないものだったであろう。そういう旅を可能にした一因として、宿場や地域と旅人との間における善意と感謝に支えられた、いわば庶民的人間関係の存在が考えられないであろうか。若柴宿で病

に倒れたとき、わが命もこれまでと覚悟を決めた登波は、敵討ちの意思を打ち明けたが、快気後、次男の亀松が意気投合して助太刀を決め、他人を介して父の市右衛門にその旨を申し出ると、市右衛門は「素性も知れぬ女と連立ち出づること不納得にはあれど、<sup>38)</sup>」と言いつつ、結局は黙認と解し得る対応をしたという。

仙台で岩五郎が復讐した近松と富吉は、二人とも他郷の被差別民であり、当地の「癩人小屋」に流寓していた。この事例は、異なる地域間における被差別民相互の情報によって移動が行なわれていたことを示唆する。登波の長い旅においても、こうした被差別民の間における情報や相互扶助が、旅中の宿泊場所や敵の探索に活用されていたことを十分に想定させる。一例に過ぎないが、行方不明となった夫を捜しに石見へ行ったとき、各地の「宮番」に対して登波は、情報の提供を依頼していたという事実もある。

とにかく、無数の国境に張り巡らされた近世末期の社会において、無銭旅行に近い形で、しかも12年にわたり、神仏詣でを名目（実は敵討ち）として全国を行脚した一女性がいた。その際、伊勢参りや諸寺巡礼などの民衆信仰が創出したネットワークに支えられた人びとの善意・慈善と報恩の人間関係、そして被差別民相互の情報交換と互助連帯の精神が、この女性の苦難の長旅を可能にしたのではあるまいか。

すでに近年の諸研究が明らかにしているように、かの安永7年（1778）の被差別民と「平人」との混在を厳禁する幕府の取締令を契機に、各藩では、被差別民に対する締めつけが強化された。にもかかわらず、皮革製品などの取引を基軸として、近世被差別部落の流通経済、人的交流、通婚範囲などがかなり広がったとされている<sup>39)</sup>。こういう状況は、登波の旅を可能にするよき環境を提供したといえよう。

なお、文筆家の古川薫氏が、登波の旅には彼女の美貌が手助けしたこととか、亀松との同行において、男女の関係が存在したとかの疑いも取り沙汰されたことに言及している。小論では、確たる史料的根拠のない、この類の問題には深入りしない<sup>40)</sup>。

#### (4) 自殺者を処刑した長州藩

第2節で述べたように、彦山麓で逮捕された佐竹織部こと枯木龍之進は、自殺後、萩藩に引き渡された。「討賊始末」によると、萩に帰着した龍之進の遺体は、「かくて龍之進死骸籠屋に仮埋仰付けられ、御法の通り、(天保十二年)十二月六日斬首、滝部村に梟首仰付けらる。」<sup>41)</sup>ある。すなわち自殺した龍之進の遺体は、いったん籠屋(牢舎)で仮埋されたのち、御法(藩法)の定めに従い<sup>42)</sup>、遺体から首を斬り取り、かつて殺人が行われた滝部村でその首をさらした。殺人犯とはいえ、すでに死んでしまった人間の首を斬り、それを殺人現場にさらすという残忍かつ無慈悲な処刑が執行された。これは法の定めにより断行された<sup>43)</sup>。

近世、獄中で自殺した者は少なくなかったと言われる。長州藩においても獄中での自殺の諸事例が紹介されている<sup>44)</sup>。平松義郎氏によると、獄中の死に関する近世法では、判決前もしくは判決後、刑の執行以前に囚人が自殺した場合、牢・溜(留置場)に拘禁中の者で前記塩詰め<sup>てき</sup>の処置をとらないときは、死骸を取り捨てもしくは取片付けとして始末するのが原則であった。遺族は、死体取り扱いに任ずる被差別民と相対でこれを引き取ることができた。過料の場合は刑の執行を免じた。ただし、葬式や法要はできないとされた<sup>45)</sup>。

かつて筆者は、山折哲雄氏の、日本は「死者を許す文明」だという日本文明論を参照し<sup>46)</sup>、日本人には、人が死ねば敵も味方もないという宗教的精神があり、たとえ敵であっても、戦死者や斬首者を弔慰する心情があり、この精神・心情は「慈悲一視同仁」という仏教思想の主旨とも一致する。日本人は死者の「墓を暴く」「死者を鞭打つ」ようなことはしない。これに、中世日本に普遍化した怨霊の祟りを避けるために成立した鎮魂思想が結合して、各地に供養塔や供養塚を建立した、と述べた<sup>47)</sup>。

これは最近の刊行書だが、竹田恒泰氏(明治天皇の玄孫)が「寛大な日本」「日本ほど世界広しといえども反抗に対して寛大であり、『許す』ことにこだ

わってきた文化は珍しい」、日本には「敗者と一体となる和の価値観」がある、と述べている<sup>48)</sup>。また、作家の村上春樹氏が2009年2月15日、イスラエルの文学賞「エルサレム賞」の授賞式で行なった記念講演のなかで、亡父の印象深い思い出を語っていた。教師で僧侶だった父は、氏が大学生のころに徴兵で中国戦線に送られたが、戦後、毎朝食前に自宅の仏壇に向かい、長い心のこもった祈りを捧げていたという。あるとき、なぜそんなことをするのかと聞くと、戦場で死んだ人を悼んでいる。死んだ人みんなの冥福を祈っているのだ、味方も敵も同じだよ、と父は言ったという<sup>49)</sup>。

確かにこの日本に、死者は敵も味方もない、死者を鞭打つようなことはしないという宗教的精神とか心情が存在することを否定するつもりはない。だが、「討賊始末」が記載したように、死者龍之進に対する、長州藩の残酷かつ無慈悲な刑罰（斬首と梟首）執行という歴史的事実を突き付けられると、日本は「死者を許す文明」だ、と無条件かつ無原則に一般化することにためらわざるを得ない。なお熟考の余地があろう。

いったい、日本の前近代法では刑罰の種別が多く、なかには残酷なものも少なくなかった。近世法に限っても、多様な刑罰は軽罪と重科に大別され、身分により、適用される刑名およびその取り扱いにおいて厳然たる差別が設けられていた<sup>50)</sup>。

例えば、死刑に関しても「御定書百箇条」に鋸挽（鋸引き）・磔・獄門（さらし首・梟首ともいう）・火罪（火あぶり）・斬罪（士分以上に対する斬首の刑）・死罪（庶民に対する斬首の刑）・下手人（げしゅにん 解死人ともいう、罰としては死罪より軽い）の七刑が定められていた。法における身分的差別といえ、被差別民の犯罪者は通常の法によって処罰されず、「穢多頭」に引き渡されて処罰されたりした。死刑執行後の遺体の取り扱いも無慈悲なもので、斬罪（士分）の遺体は様斬（ためしぎり 試し斬り）の用に供せられなかったが、庶民に適用される犯罪の遺体は様斬の対象にされたし、下手人の遺体は取り捨てであった。遺体の取り捨てでは「御定書百箇条」第50条に、不義で相対死（心中）した場合も遺体は取り捨て、と定められていた。

江戸時代に盛行した様斬は、死刑囚などの遺体を用いて行われた。この業務を家業とした山田浅右衛門のような特異な「浪人」を創出した。その残酷性・残忍性は、多少の供養塔の類を建立して帳消しにできるようなものではない。まさに近世日本文化の闇の世界であった<sup>51)</sup>。

罪人が牢死・病死・自殺などで死亡した事例も多かったが、そのときも遺体を塩詰め（塩漬け）にして刑した。同じ「御定書百箇条」第87条では、主殺・親殺・関所破りおよび重謀計の罪人に限って、刑の執行前に死亡した場合には、塩詰めのうち処刑することになっていた<sup>52)</sup>。また、長崎奉行の記録『犯科帳』を見ると、死罪以上の刑に関しては、多くは、その判決について長崎奉行から江戸表へ伺いを立て、その下知を仰いだのち処刑することになっていた<sup>53)</sup>。

天保8年（1837）2月19日、大坂市中で蜂起し、江戸幕府を震撼させた「大塩の乱」では、蜂起後の約40日目の3月27日に、潜伏先で幕吏に取り囲まれた大塩父子は、自ら火を放ち、自害した。父子の遺体は焼け跡から引きずり出されたが、無残にも焼け爛れて面態（面体・面相）も識別できないほどだった。ところが、1年半以上経った天保9年9月18日に、「大塩の乱」関係者へ幕府の裁決が申し渡された。幕府評定所一座の裁判記録「大塩平八郎一件書留」によると<sup>54)</sup>、この「乱」に関係したとされた人々への処罰は、およそ750人に及んだが、そのうち最高刑の死刑に裁決された者は、磔（「塩詰之死骸引廻之上、於大坂磔申付ル間、其旨可存」）19人（または20人<sup>55)</sup>）、獄門は17人、死罪は3人であった。しかも、これら死刑に裁決された者のうち、生存者で処刑されたのは一人だけであり、他はすべてすでに自殺・病死あるいは牢死していた。すなわち幕府は、死者に対しても実際に極刑の死刑を執行した。大塩父子の遺体処刑は天保9年（1838）9月18日であった。実に自殺した日から数えて1年半以上が経過していた<sup>56)</sup>。

同じ江戸時代には、天皇陵発掘の罪人が入牢後、牢死したため、この遺体を塩漬けにして保存したが、安政5年（1858）3月5日、生存者の罪人とともに牢死者3人を引き出し、奈良町（奈良市）引き回し（引廻し）のうち、奈

良坂で磔刑にした事例もある<sup>57)</sup>。

さかのぼって近世以前でも、遺体の遺棄・秘匿・処刑などが行なわれていた。かの「平治の乱」では、平治元年（1159）、戦いに敗れた藤原通憲（信西）は伊賀国境北の山中に穴を掘り自害した。信西の遺体は掘り出されて首を斬られ、その首級は京都西の獄舎の獄門に懸けられた<sup>58)</sup>。この遺体を掘り出して首を斬る、つまり、この遺体損壊の行為が、どういう信仰や法思想に由来するのか、あるいは中国の法家や儒家思想を継受したものか、この分野の研究にうとい筆者には容易に解けそうにない問題だ。ただ少なくとも、この日本に遺体を損壊して公衆の面前にさらし、死者を辱め、そして民衆に恐怖心を与えるような行為が歴史上、存在したことは間違いない<sup>59)</sup>。

さらに注目されるのは、近代においても遺体を損壊したり、死者を侮辱する行為が存続したことである。近年の被差別部落史の研究によって解明されてきた差別戒名や差別墓地は、生前の身分的差別が死後の世界にまで持ち込まれてきた問題だが、この日本、そして日本の宗教・仏教界には、このような差別を許容してきた歴史的現実があった<sup>60)</sup>。また、近代の天皇制国家は神武天皇陵に面して居住していた被差別民を、わずかな下賜金で強制移転させ、墓石を撤去し、遺骨を根こそぎ掘り起こさせて運ばせた<sup>61)</sup>。さらに、近代の童謡詩人・金子みすゞなどの墓が物語るように、自殺や刑死して人生を終えた人々の墓にも、「世間」をはばかり、家族または親族の一員として同列に扱わない、差別的処遇を加えることがまま見受けられた<sup>62)</sup>。厳しい身分的差別と、それを支える法社会にあっては、その差別的な意識と思想は死後の世界にまで及んでいた。

一方、近現代のある時期に至るまで日本の人類学者のなかには、調査研究のためと称し、アイヌ人の墓地を暴き続ける人々もいた。学問研究のためという美名のもとに行なわれたこの知的暴力は、当人および日本人によるアイヌ民族蔑視観の現れであり<sup>63)</sup>、このような過去の日本人の行為を想起すると、日本は「死ねば罪を許す」「死ねば敵も味方もない」文明だと、なんの前提もなく一般化することを躊躇させる。

さらに、問題の靖国神社にしても、1868年の戊辰戦争で新政府の戦死者を慰霊したのに始まったとされるが、「朝敵」とされた会津の戦死者は祀られていないし、勝利者側の長州藩で諸隊のなかに編成された被差別民も、第一線に押しやられ、多くの戦死者を出したが、靖国には一人も祀られていないという。新政府側で共に戦って死んだ被差別民は「平人」と同じ扱いを受けなかった。こんな死後の世界における差別もある。

いささか遠回りした感があるが、自殺した龍之進の遺体を斬首し、その首級をさらしの刑にした長州藩の処罰を考察するため、参考となる諸事例を提示してみた。その結果、遺体を刑する処罰は、近世法の本質と規定に則って執行された、まさに「御法の通り」の処置であったことが明らかになった<sup>64)</sup>。この死後の処刑は、日本人のなかに潜在する「死者を許す」意識とは相容れないものだが、近世の封建的支配勢力は、自己の権力基盤である封建的身分秩序とその構造を維持するために、無慈悲で、被支配層に恐怖心を生じさせる法を制定し、現実にこれを実施していた。近世法は死後の世界にまで犯人の罪を追及した。

このように考えてみると、日本に慈悲の心を説く仏法が存在し、人々の間にそういう心情とか精神は、確かに存在はしたが、それは公権力の上部構造たる法などに貫徹されていなかった。死者にまでも法定刑を科した歴史的事実を知ったいま、「罪を許す日本文明論」を、少し掘り下げて検討し直してみる必要があるのではなからうか<sup>65)</sup>。「寛容な日本文化」に酔いしれる論者に、もう一つの日本の歴史と文化を突き付けている。コインが表と裏で成り立っているように、文明や文化を一面的に捉えてはならない。表裏一体で評価すべきであろう。自己批判を込めて問題提起をしておきたい。

最後に、龍之進が被差別民であったために、藩の対応が異なっていたか否かという問題がある。被差別民の犯罪だという当局の認識が、このような処刑を決断させた一因であろうか。龍之進は事件を起こして逐電してから、佐竹伊織と改名し、先妻の娘が住む彦山を拠点に諸国を渡り歩いていた。彼が被差別民だということは、登波が彼の故郷を突き止めた際に知った、と松陰

は書いている。藩の側も、龍之進の遺体が萩に届けられ、処刑が裁決された段階では、その身分について承知していたと思われる。前述のように、龍之進の遺体を移送するとき、彼が被差別民だとの風聞が流れた。いかに「御法の通り」の処刑であったとはいえ、もし犯人が士分ならば、これと同じ裁きをしたであろうか。類似の事例を持ち合わせていないので、確たる断定は避けねばならないが、被差別民の解放への闘いが展開しつつあった時代の状況下において、当局側には、この被差別民の犯人を厳酷に処刑したいという潜在意識が存在したかもしれない。大塩一統（一党）に対する残虐を極めた処刑がそうであったように。あるいは、さらに、敵討ちに対する登波の願望と熱意が、逆にこうした形の処刑執行に影響したのであるだろうか。今後の検討課題として残る問題である。

### おわりに

武士が喧嘩沙汰で人を殺したときは、その場で自殺するか、自首して当局の裁きを受けるべきだが、もし逃亡すると、被害者の遺族には、一定の手続きと、ある制約のもとで復讐をしなければならないという不文律があった。幕府や各大名も、武士に向かって復讐を奨励していたとされる。

敵討ちは、被害者の遺族にとって迷惑至極な話であったが、大義名分を重視する武士社会において、世間並みに、他人から指弾されずに生きていくためのやむを得ない所業だった。

小論で考察した二つの事例は、被差別民同士の敵討ちだった。「平人」の敵討ちにおいても、公権力への願い出を必要とし、それも容易には許可されなかったというから<sup>66)</sup>、幕府や各大名があらかじめ想定しなかった、被差別民の敵討ちに対する当局側の対応いかんは、興味ある一課題である。その意味でも、この二人の被差別民が計画あるいは敢行した敵討ちは、身分秩序や法規制とのかかわりで検討する価値があった。

予想されたことだが、この被差別民からの敵討ちの願い出は認可されな

った。岩五郎の場合、無届けで敵討ちをし、敵の遺体とともに自首したが、藩法の建て前により一定期間、獄中生活を余儀なくされた。登波も、探索活動ののち、公権力の手による敵の拘束から処罰へと、無念の結末を迎えた。両藩は、封建的倫理の観点から、その孝義と勇氣ある行動を高く評価したが、長州では、一步進めて身分解放へと踏み切った。このために、前述のような守旧派を説得するための論理（登波も幸吉も、元は百姓だったから「賤を放ちて良に還す」）も用いられた。しかしそれは、幕府の意向に反する裁定であった。

幕藩体制の動揺が表面化した近世中期以降、各地の領国においても、被差別民に対する取締りや差別政策が強化された。これは被差別民たちの平等意識、さまざまな解放への闘いに対処し、身分秩序の混乱あるいは崩壊を阻止しようとする体制側の対応策であった。例えば、枯木龍之進が石見浪人と自称し、姓を名乗り、改名したりして領国外を渡り歩いた生き様は、公権力が警戒し、その抑制に躍起となっていた「平人混入」「脱賤民化」現象の現われであった<sup>67)</sup>。敵の龍之進も、身分差別の境界を越えて生きていたのである。

冒頭に触れたように、この二例の敵討ちを、幕末における被差別民の闘いのなかにもどう位置づけるかという問題だが、従来の研究史を十分に総括できていない筆者にその能力はない。ただ、この問題を取り上げた布引敏雄氏が、「宮番」登波の身分解放は長州藩では未曾有のことであったが、それが実現したのは封建秩序の瓦解という時勢にあったからであり、敵討ちという封建道徳を推賞しながらも、このような封建的身分秩序を変革させるという矛盾が行なわれたのは、いわば一君万民の新たな理念が松陰らによって主唱されはじめていたからだ<sup>68)</sup>、と述べ、一方、北川健氏は、「討賊始末」の論理構造とその思想に吟味検討を加え、そこには天皇への忠誠を至上化し、忠孝主体の確立を全身的に要求し、そこに貴賤尊卑の「隔根」はない、これが松陰の、いわゆる一君万民の思想なのだ、と結論づけた<sup>69)</sup>。こうした先学諸賢の卓見を批評する力量を持ち合わせてはいないので、その延長線上に次の3点を掲げて小論のまとめとしておこう。

①平時ならば武士などは、被差別民同士の敵討ちとなれば、これを他人事と捉え、ときには楽しむような残酷さを持つものだが、この幕末の、封建的秩序を支える基盤が弛緩し、破綻したような状況下においては、被差別民の敵討ちを高く評価し、これを表彰するに至った。

②事態は単なる表彰にとどまらず、二例とも「脱賤民化」の方向で論議された。とくに登波は、ついに身分解放という成果を手に入れることができた。仙台藩では、岩五郎の身分解放を主張する意見が出されたけれども、それが藩政を決定づけるほどの力とならず、また、ご公儀の方針を無視できなかった。これに対し、長州では、藩当局のなかに、幕府の方針に服従しない政策を打ち出す「世論」が醸成されていたのであろう。いずれにせよ、この二つの敵討ちは、被差別民解放の歴史のなかにおける重要な一現象として位置づけることができよう。

③ここに取り上げた敵討ちは、理不尽な身分的差別のなかで生存せざるを得ない者の強烈な人間主張の行動であった。岩五郎の敵討ちでは、当然死刑となるべき敵を（恩赦により？）減刑した公権力に対する不信感が、強く働いた可能性が大である。また、登波の所為の根底には、同じ人間としての強い意思と主張の訴えがあった。この損得抜き半生は、結果的に身分解放（「脱賤民化」）に帰着したけれども、それは、明治4年（1871）のいわゆる解放令に先立って被差別民のなかから「醜名除去」を願い出、士族編入を勝ち取った運動とは異なる意味で<sup>70)</sup>、近世末期の被差別身分の解放、部落解放運動の歴史的諸相のなかに位置づけられる歴史的事象であった。当時の為政者などの、被差別民でさえこのような孝義を行なうのに、武士や「平人」はなおさらのこと云々、という論理にはまることなく、被差別民だったからこそ、このような苦行が可能だったという北川氏の論法に共鳴する。また、被差別民と百姓の駆落ちや縁組を通じて、被差別民女性の人間的成長を看取するとともに、彼女たちを、歴史に生きた主体として捉え直すことを提唱した西木浩一氏の視角にも共感し、いささか冗漫に流れたが、この初歩的な[研究ノート]を閉じる<sup>71)</sup>。

## 幕末における被差別民の敵討ち

小論作成に際し、宮城県図書館、仙台市博物館、白石市図書館、山口県文書館、山口県立山口図書館、下関市立長府図書館、(社)部落解放・人権研究所図書資料室、国立民族学博物館図書室などの所蔵文献を閲覧させていただいた。白石市教育委員会・下関市教育委員会豊北教育支所の各社会教育課、萩市教育委員会学校教育課、さらに、延命寺(正田正應住職)および浄泉寺(上山大峻住職)からも懇篤なご教示を賜った。本文中に載録させていただいた「烈婦登波の碑」掲示文も、上記豊北教育支所社会教育課のご許可によるものである。脱稿後には、大阪歴史懇談会の小林司氏からも関連資料を見せていただいた。あわせて謝辞を申し上げる。

### 注

- 1) 塚田孝『近世大坂の非人と身分的周縁』(部落問題研究所, 2007年)42頁その他。
  - 2) 『大日本古文書 家わけ 第三 伊達家文書之九』(東京帝国大学文学部史料編纂掛, 1913年)所収。仙台市博物館所蔵の写本(マイクロフィルム)も閲覧させていただいた。
  - 3) 「乞食(こじき・こつじき・ほかいびとなど)」は、仏教僧の「托鉢」を意味する「乞食」に由来する古語とされるが、近世以降、最下層の身分に位置づけられた被差別民の一。仙台藩の「乞食」などの被差別民に関しては、部落問題研究所編『部落の歴史 東日本篇』(部落問題研究所出版部, 1983年)194, 198~199, 211~212各頁。また、高橋東山「明治初年各藩口口・非人並其他の戸口表」(『融和事業研究』第56輯, 1939年)135~159頁には、国別・藩別の「えた」「非人」「その他」の賤民の戸口数(男女別)が集計されている。  
「乞食」「非人」に関しては、小林茂 芳賀登 三浦圭一 森杉夫 脇田修編『部落史用語辞典 新装版』(柏書房, 1991年)107~108, 272~274各頁も参照。
  - 4) 「乞食小屋」に関しては、宮城県刈田郡教育委員会編『刈田郡誌』<宮城県郷土誌叢刊>(臨川書店, 1987年, 名著出版, 1972年, 初版は1928年)107~108頁。
- 4) 岩次郎とその妻が孝義により高い評価を受けていたことは、伊達藩内の孝義者を集録した大槻格次『封内孝義録』(別名『仙台孝義録』), 『封内孝義録目録』(いずれも宮城県図書館蔵, 複製版による)および北郷剛一編集兼発行『刈田郡歴史年表』上巻(白石郷土研究会, 1952年)58頁の安政2年3月条などに、その業績や名が記載されていることからよく分かる。

5) 大黒回し(大黒廻し)は「乞食」の所業の一つで、大黒(天)の頭巾・面をかぶり、正月などに家々を訪れて神仏の説話とか寿言を述べ、金品をもの乞う(「門付け」)、宮城県史編纂委員会編纂『宮城県史』19民俗1(宮城県史刊行会、1956年)554~555頁には、気仙沼地方の大黒舞の歌詞が収録されている。その他、日本民族学協会編『日本社会民俗辞典』1あ~こ(誠文堂新光社、1952年)「こじき(乞食)」の項、国史大辞典編集委員会『国史大辞典』8(吉川弘文館、1987年)「だいこくまい 大黒舞」の項。峯岸賢太郎『近世被差別民史の研究』(校倉書房、1996年)173~174頁には河内、長州藩、信州、明石県で「かわた」「穢多」が、万歳や大黒舞などの勸進芸(門付の勸進芸)を行っていた、と指摘している。

6) 前注(3)掲『刈田郡誌』に「亶理町の谷津屋半兵衛宅に至る。半兵衛は酒造家にして家富む。」(324頁)とあり、本文で紹介した前注(2)掲「白石本郷乞食孝行齋討留書」の記載と合致しない。

『刈田郡誌』の出典を、筆者はまだ突き止めていない。この亶理町は、白石市内の町名で、後述の延命寺に隣接している。岩次郎は、どちらの店にも立ち寄って大黒舞を演じたと思うが、酒を振る舞われたのは、油屋清吉宅ではなく、酒造家の半兵衛宅だったと推定するのが自然であろう。

また、同じく『刈田郡誌』に、この「弟子」の吉五郎を「家奴」と解したが、配下・手下ぐらいでよからう。「乞食小屋」には小屋主と弟子がおり、「癩人」や「乞食」を監視・管理していた。当地の白石川原および宮川原に設けられた「乞食小屋」「癩坊」に関しても同書、108頁参照。

7) 岩次郎が殺された現場の近くに寺があった。この寺の名称に関しても、文献の記載に異同がある。筆者が調査した範囲だが、まず、前注(2)掲「留書」をはじめ、作並清亮編纂『東藩史稿』第3巻(宝文堂、覆刻版、1976年、初版は1915年)巻31「丐人岩次郎 妻志女 子岩五郎」の項、小野寺鳳谷著、今泉彪訳『仙藩復讐伝』(『仙台叢書』<復刻版>第3巻《宝文堂、1972年、初版は1925年》)431頁、紫桃正隆『仙台藩流刑史』(宝文堂、1980年)188頁、『仙台人名大辞書』(仙台郷土研究会、宝文堂、2000年)「イワゴロー[岩五郎]」107~108頁など、多くの仙台藩関係の語文献には円明寺と記すのに対し、庄司一郎『白石町誌』(北日本書房、1925年)「白石の郷土美談(2)第六天の仇討」187~189頁や、前注(3)掲『刈田郡誌』181、324各頁には延命寺と記し、どちらが正確なのか、筆者は判断しかねる。『封内風土記』(『仙台叢書』<復刻版>)巻7、郡邑、375頁に、白石本郷に八ヶ寺あり、そのなかに延命寺(真言宗智山派、白石市)が掲げられている。また、白石市史編さん委員会編集『白石市史』1通史篇(白石市、1979年)335~338頁にも、近世の白石における各宗派の寺名を記載し、同書、5史料篇(下)285頁、前注(5)掲『宮城県史』23風

## 幕末における被差別民の敵討ち

土記 資料篇 1 (1954年) 273頁の「風土記御用書出」(安永6年7月)にも、刈田郡白石本郷の「真言宗瑞珠山中道坊延命寺書出」が収録されているが、そこには円明寺は見当たらない。

白石市に隣接する蔵王町に円明院(えんみょういん)(同じ真言宗智山派)という名の寺がある。しかし、本事件が生じた場所としては遠すぎる嫌いがある。延命寺の疋田正應住職によると、伊達藩関係の文書「安永風土記書出」にも延命寺とあり、本郷にある寺は延命寺であり、蔵王町の円明院のほうは岩次郎殺害事件とは別、円明寺と書いたのは、どこかで書き間違えた結果だ、というご教示を頂戴した。延命寺が正しいとすると、「留書」などの諸文献が、なぜ円明寺と書いたのか、その理由を説明しなければならぬ。蔵王町にある円明院の円明と、白石の延命寺の延命とを混同・誤解した結果、延命と書くべきところを、円明という漢字が当てられたということであろうか。なお、引き続き今後の調査が必要だが、ご住職のご示教に深謝する。

8) この敵討ちを取り上げた前注『仙藩復讐伝』や前注『仙台藩流刑史』には、「癩人小屋」について「蓋し穢多の類」、富吉は「武州埼玉郡番非人」、近松は「磐城標葉郡小高駅無籍」と注記し、同じく前注『東藩史稿』および前注『白石町誌』にも、近松は「相馬ノ穢多」、富吉は「武蔵癩人」と記す。兩人とも「非人」扱いで、被差別民とされた。

「癩人小屋」には小屋主や弟子、それに収容された「癩人」がいた。「癩人」については、『宮城県史』18(宮城県史刊行会、1959年)に、鈴木立春の「癩史」と題した簡明な叙述がある。また、前注(3)掲『刈田郡誌』107~108頁も参照。

その他の東北地方にも「癩人・乞食小屋」が散見する。「癩人小屋」の悲惨な状況に関しては、例えば『新編会津風土記』(『大日本地誌大系』25《雄山閣、1984年》)第1巻、巻24、陸奥国若松之十「癩人小屋」の項に「癩疾にかかりて寄辺なき者は凡て此の小屋に入れ乞食して身を終へしむ此の小屋の構の内に仮埋場かまとて諸罪人の牢死せる者を仮に埋おく所あり癩人をして守らしむ云々」(357頁)とある。その他、前注(3)掲『部落の歴史』成澤栄寿執筆「東北」207~212頁も参照。

9) 前注(7)掲、小野寺著431頁。

近松と富吉が、当時の法によると、当然死罪となるべきところを遠島に処せられた理由について、いくつかの文献は恩赦によるものと解釈した。本文に引用した小野寺著以外に、前注(3)掲『刈田郡誌』に「藩二人を獄に下したるが、会々大赦あり、死一等を減じ之を牡鹿郡江の島に流す。」(324頁)、前注(7)掲『仙台人名大辞書』にも「藩乃ち二人を獄に下す。たまたま赦に会い」(107頁)などがある。

筆者は、同時代に伊達藩で恩赦が発令されたか否かを調査すべく、『楽山公治家記録』(仙台市博物館蔵、マイクロフィルムによる)巻16、安政年間の記録に当たって

みたが、恩赦に関する記載は見当たらなかった。岩五郎が敵二人を当局に届けた嘉永7年2月9日から、この二人が流罪となった同年11月23日までの間に、片倉家では、5月13日に景光(のちの14代当主)が生まれたという事実がある。この嘉事が恩赦をもたらしたとも推測してみたが、他の理由があるのかもしれない。後考にまつ。

- 10) 前注(7)掲, 小野寺著に「土人義を好む者あり, 陰かに其の力を助くと云ふ」(432頁)と記し, 前注(3)掲『刈田郡誌』には「町民憐みて種々の便宜を与ふ」(324頁)とある。「平人」の支援があったことを想定させる。
- 11) 鳥目とは, 銭の中央にある穴が鳥の目に似ているところから, こう呼ばれた。
- 12) 岡本良一『大塩平八郎』<創元歴史新書>(創元社, 1956年)139頁。同書<改訂版>(創元社, 1975年)同頁も参照。
- 13) 谷口真子『近世社会と法規範 名誉・身分・実力行使』(吉川弘文館, 2005年)205~207頁。幸治・幸七兄弟の敵討ちについては, 氏家幹人『かたき討ち 復讐の作法』<中公新書>(中央公論新社, 2007年)227~229頁。
- 14) 前注(7)掲『白石町誌』189頁。
- 15) 吉田松陰著「討賊始末」は, 山口県教育会編纂『吉田松陰全集』第3巻(岩波書店, 1935年), 山口県教育会編纂『吉田松陰全集』<普及版>第4巻(岩波書店, 1938年)および山口県教育会編纂『吉田松陰全集』第4巻(大和書房, 1972年), 吉田松陰「討賊始末 先大津郡烈婦登波一事 全」(写本)(山口県立山口図書館蔵, 大正7年8月5日付け受付印あり)などに収録されている。龍之進による「宦番」甚兵衛殺害事件に関しては, 「浪人枯木竜之進於滝部村宦番甚兵衛其外切害二関スル取調控」(山口県文書館・下関文書館蔵)なども参照。小論では, 『吉田松陰全集』<普及版>を主要なテキストとして叙述を進めた。

登波の敵討ちについては, 芳野金陵『譚故書余』上, 烈婦阿騰波伝(矢野新造, 1881年)34~37丁, 北川栄熊編輯兼発行『烈婦登波』(烈婦表旌会, 1917年), 『登波物語』(和装本, 作者など不詳, 下関市立長府図書館蔵), 大津郡『大津郡勢概要』(大津郡役所, 1920年)518頁, 窪井正造『油谷湾小誌』(菱海村役場, 1926年)13頁, 横山健堂『長周游覧記』(東京 郷土研究社, 1930年), 近藤芳樹『楽浪物語』(和本, 山口県立山口図書館蔵, 昭和6年5月1日付け受入れ印あり), 近藤清石編纂 御園生翁甫校訂『増補防長人物誌』(マツノ書店, 1933年)270~272頁, 森氏ミトメ「防長女性伝」(『山口県郷土研究』<山口県女子師範学校>第1輯, 1936年)276~277頁, 萩原新生『大津郡誌』(大津郡誌刊行会, 1949年, 復刻版, マツノ書店, 1986年)305~306頁, 野村春畝『防長風土記』(青雲社, 1957年)697頁, 奈良本辰也「吉田松陰と『討賊始末』 松陰刑死百年祭にちなんで」(『部落』第11巻第10号, 1959年), 豊北町

## 幕末における被差別民の敵討ち

史編纂委員会編『豊北町史』（豊北町役場，1972年）974～977頁，近藤清石編，三坂圭治監修・校訂『山口県風土誌』第13巻（歴史図書社，1974年）441～443頁，木俣秋水『吉田松陰をめぐる女性たち』（大和書房，1980年）171～176頁，豊浦郡小学校長会編『豊浦郡郷土誌』（聚海書林，1984年）464～470頁，西嶋清編『増補烈婦登波史』（烈婦登波表旌会，1984年），油谷町史編纂委員会編『油谷町史』（山口県油谷町，1990年）994頁，田中彰『松陰と女囚と明治維新』＜NHKブックス＞（日本放送出版協会，1991年）178～185頁，松田輝夫「吉田松陰『烈婦登波の碑』について」（三隅町郷土文化研究会編『ふるさと文化美須美』4号，1993年），豊北町史編纂委員会編『豊北町史Ⅱ』（豊北町，1994年）766～768，773～774，1186～1188各頁，萩市・萩市教育委員会 萩市人権啓発推進会議『吉田松陰と登波』（1994年），田中彰「吉田松陰と被差別部落」（同氏『長州藩と明治維新』《吉川弘文館，1998年》）なども参照したが，いずれも松陰の「討賊始末」を最重要な根本史料としている。

登波を高く評価した周布政之助に関しては，周布公平監修『周布政之助伝』上巻（東京大学出版会，1977年）264～269頁もある。しかし，周布の問題提起に対しては，四方からかなり強い反対・攻撃があったようだ。前掲，北川著13頁，および『偉人「村田清風」を生んだ三隅町の歴史と民俗』（同書編集委員会編，三隅町長森澤雄治発行，1973年）752～753頁。

- 16) 前注『吉田松陰全集』（1935年）「討賊始末」には「河尻」（296・301・306各頁）とも記すが，「川尻」でよい。
- 17) 「宮番」は，長州藩において「穢多」<sup>ちやせん</sup>「茶釜」<sup>さきりき</sup>「猿曳」「非人」とともに被差別身分の一で，神社の掃除をはじめ，村内の見回りや犯罪者の逮捕・取締りなど警察業務の末端を担われ，雑多な業務に携わった。布引敏雄「長州藩の宮番について」（同氏『長州藩部落解放史研究』《三一書房，1980年》）8，128～152各頁。その他，石川卓美編修『山口県近世史研究要覧』（マツノ書店，1976年）1，用語解説「みやばん宮番」の項（広田暢久氏執筆）160～161頁にも簡略な解説がある。
- 18) 前注（15）掲『吉田松陰全集』＜普及版＞「討賊始末」431，451，459各頁，および同全集（1972年）「討賊始末」191，207，214各頁は「つのやま」と訓ずる。
- 19) 依頼された目明しは，香春宿の目明し利吉・久市，添田宿の目明し利吉，彦山の目明し好助の4人で，各宿はいずれも田川郡（『吉田松陰全集』＜普及版＞所収「討賊始末」は田河郡と記す）に属する。
- 20) 前注（15）掲，西嶋編著。
- 21) 前注（15）掲『吉田松陰全集』＜普及版＞「討賊始末」456頁。
- 22) 前注（15）掲，萩原著305～306頁，同じく前注（15）掲『豊浦郡郷土誌』470頁，および前注（15）掲『防長風土記』697～721頁。浄泉寺の上山大峻住職からは，大正

14年(1922)11月20日に建碑式を行なった記録があり、登波の墓は当寺から約2キロの墓地にある、とのご教示を頂戴した。

なお、登波が葬られた墓については、前注(15)掲『油谷町史』巻末の「年表」1033頁、油谷町史編集委員会編『新油谷町史』(山口県長門市, 2006年)巻末の「年表」500頁参照。その後、父親甚兵衛・勇助・松の墓も滝部八幡宮近くの山中で発見された(1984年3月9日付け『毎日新聞』の報道による)。

23) 平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社, 1960年)574頁。

24) 前注(13)掲, 谷口著205~207, 210各頁。

25) 平出鏗二郎『敵討』(文昌閣, 1909年)140~148頁。なお、同書所収「江戸時代敵討事蹟表」(129~136および160各頁)には、岩五郎と登波の事例は記載されていない。同事蹟表には、討手の身分として土農工商以外に、婢の山路の名が見えるが、これは被差別民ではない。

26) 前注(23)掲, 平松著577頁。

27) 前注(13)掲, 氏家著84~102頁。仙台藩でも享保8年(1723)に、武士(片倉家師範役の田辺志摩)を仇人とする女百姓(百姓四郎左工門の娘すみ・たか)の敵討ちがあった。これはのち「白石女敵討」として読本・草双紙などで知られ、伝承されていく。飯沼寅治「白石地方の伝承」(白石市史編さん委員会『白石市史3の(2)特別史下の(1)』(白石市, 1984年)286~292頁。

28) 前注(3)掲『刈田郡誌』324~325頁。

29) 前注(15)掲『吉田松陰全集』<普及版>「討賊始末」422頁。

30) 前注(15)掲『登波物語』。

31) 前注(15)掲, 横山著18頁。前注(15)掲, 芳野著36丁にも同趣旨の記載がある。

32) 中村幸彦校注『東海道中膝栗毛』<新編日本古典文学全集>(小学館, 1995年)52頁。

33) 前注(15)掲『吉田松陰全集』<普及版>「討賊始末」444, 447~448各頁。この往来手形は、紀州高野山正智院末石州銀山御料那賀郡都治本郷の真言宗円光寺が天保11子年2月付で「国々所々御閑所並びに村々御役衆」宛に発布したものである。これは、当時の往来手形の一般的な書式と内容を示すものようだ。

34) 佐々木宏幹 宮田登 山折哲雄監修『日本民俗宗教辞典』(東京堂出版, 1998年)28~29頁。

35) 筆者の調査範囲だから、見落としがあるかもしれないが、「ぬけまいり」など他国出行に関する長州藩の取り締まりに関しては、山口県文書館編『山口県史料』近世編 法制上(山口県文書館, 1976年)28冊御書付4, 覚(無断他国出行の事)(正徳4年5月朔日)214~215頁, 同書28冊御書付7, 覚(ぬけ参り他所見物の事)(年月

## 幕末における被差別民の敵討ち

日不詳) 277~278頁, 同文書館編『山口県史料』近世編 法制下(山口県文書館, 1977年) 御書付其外後規要集8(百姓抜参り取締の事)(寛政年中カ) 256頁, 同書, 御書付其外後規要集19, 覚(他国出行取締の事)(文政7年申正月) 544頁, 同書, 御書付其外後規要集19(上方抜参り詮議の事)(文政8年酉3月) 554頁, 同書, 御書付其外後規要集20(他国往来手形の事)(文政9年戌4月7日, 4月朔日) 569~570頁, 同書, 御書付其外後規要集20(他国出行御咎過料銀遣ひ方の事)(文政9年戌10月29日) 570頁。

36) 登波が申請して手形を取得したであろう寺の名は未詳。長州藩内の「穢多寺」に関しては, 部落問題研究所編『部落の歴史 西日本篇』(部落問題研究所出版部, 1983年)「山口」169頁。

37) 「おかげまいり」「ええじゃないか」に関しては, もはや古典的著作となった藤谷俊雄『「おかげまいり」と「ええじゃないか」<岩波新書>(岩波書店, 1968年)。「施行」に関しては, 前注(3)掲『部落史用語辞典 新装版』177頁も参照。

38) 前注(15)掲『吉田松陰全集』<普及版>「討賊始末」427頁。

39) 被差別民世界の内部構造, 被差別民と百姓両世界の交流や下層民の社会的ネットワークなどに関しては, 塚田孝『近世日本身分制の研究』(兵庫部落問題研究所, 1987年) 79~203頁, 同氏『近世身分制と周縁社会』(東京大学出版会, 1997年) 第2章「下層民の世界 身分的周縁」の視点から 47~84頁。

当時の地域や領国を越えた人的交流については, 旅に出る売薬, 猿まわしなどの行商集団についても参考にしなければならない。山口県史編さん委員会編『山口県史資料編 民俗1 民俗誌再考』(山口県, 2002年) 所収の土屋貞夫「売薬 行商の習俗」, 織田紘二「周防における猿まわし その生活と旅を主体として」。

近世中期以降の長州藩における被差別民と「平人」との交際, とくに恋愛・結婚の事例に関しては, 布引敏雄「長州藩被差別部落民の恋愛・結婚」(前注《17》掲, 同氏著所収, 山口県高等学校教育研究会『社会部会研究紀要』1集, 1976年原載)と題する論考がある。

また, 寺木伸明『近世身分と被差別民の諸相<部落史の見直し>の途上から』(解放出版社, 2000年) 150, 225~231各頁(各論考は上田正昭編『奈良の部落史に学ぶ』《明石書店, 1989年》, 『大阪の部落史通信』第13号, 1998年に原載)も参照。長州藩による被差別民の取締令に関しては, 山口県教育委員会編『山口県同和問題関係史料集(近世)』(山口県教育委員会, 1979年)のなかの関連史料, および布引氏の要を得た解説(とくに12~20頁)も参照。

40) 古川薫『討賊始末』(エルム, 1975年) 6~43頁。美貌を武器とした旅(29頁), 幸吉と松の不倫関係の噂(37頁)などを指摘している。なお前注(15)掲, 横山著に

は、実際に登波を知っていた人物（吉田松陰の少妹や地域の故老）からの情報として、美貌を武器にするような女性とは思えない登波の人物像が紹介されている（103～104頁）。

また、「討賊始末」には、龍之進に密通の女があり、妻の松や幸吉を不快にしていたこと、龍之進のほうでも、甚兵衛方に寄宿している松に対して嫉妬の念（幸吉との仲を疑う）を持っていたことなどが、当局の間でも憶測されていたことにも言及しているが、こうした問題も小説家に委ねるしかない。

41) 前注（15）掲『吉田松陰全集』〈普及版〉「討賊始末」450頁。

42) 長州藩の藩法になかに、自殺した犯人に生前と同等の刑罰を科すことを定めた具体的な法規が存在したか否か、寡聞にして知らない。ご教示を乞う。

43) 前注（15）掲『登波物語』には、「竜之進自殺して相果て口惜けれども今更せんかたなき事なればおなじき廿日その死骸を検分し蠣灰を以て箱詰にし翌日添田を発足して萩府へ帰りこりければ死骸をばまづ獄被仰付十二月廿日阿武谷<sup>ママ</sup>於て斬殺し滝部村に梟首せられけり」とあり、やや具体的な記述が見える。文中、蠣の字は蝮<sup>オビシ</sup>にも読めるが、いまは蠣（かき）と解しておく。

44) 前注（17）掲、布引著141～144頁。

45) 前注（23）掲、平松著965頁。

46) 山折哲雄『NHKカルチャーアワー 生きる知恵 日本の心 日本人の心』（NHK出版、2004年）107～117頁。

47) 拙著『日本人のアジア観 前近代を中心に』（明石書店、1998年）246～247頁、拙著『朝鮮とベトナム 日本とアジア 人・もの・情報の接触・交流と対外観』（福村出版、2008年）271頁。

48) 竹田恒泰『怨霊になった天皇』（小学館、2009年）210, 219, 221, 222, 249各頁。

敗者や死者に優しい日本文化を論じるときに、これに対比して取り上げられるのが中国に見られる、死者を鞭打ち墓を暴く文化だが、この中国にも歴代王朝の律のなかに罪を犯したときに、特別に審議する特権身分を定めた「八議」（議親・議故・議賢・議能・議功・議貴・議賓・議勤）というジャンルがあり、このなかにある議賓は先代王朝の後裔であり、彼らは国賓として特別に処遇されていた。これは中国文化における例外なのであろうか。

49) 「毎日新聞」（2009年3月3日付け夕刊）「イスラエルの文学賞『エルサレム賞』授賞式 村上春樹さん記念講演全文下」。

また、『朝日新聞』（2009年12月3日付け朝刊）は、出雲大社から日御碕神社へ延びる海岸沿いに、朝鮮半島の人々や落ち武者を葬った無縁仏があり、宗教や国境を超え、死者を分け隔てなく弔う風習が息づいていることを報じている。

## 幕末における被差別民の敵討ち

- 50) 幕府法における死刑に関しては、三浦周行『法制史の研究』(岩波書店, 1919年) 268~282, 1047各頁, その他, 瀧川政次郎『日本法制史』(角川書店, 1959年) 402~403頁, 石井良助『刑罰の歴史』(明石書店, 1992年) 128~134頁, 牧英正・藤原明久編『日本法制史』<青林法学双書>(青林書院, 1993年) 226~229頁, 八幡和郎『本当は恐ろしい江戸時代』<ソフトバンク新書>(ソフトバンク クリエイティブ株式会社, 2009年) 51~54頁。
- 51) 近世の様斬に関しては、氏家幹人『大江戸死体考 人斬り浅右衛門の時代』<平凡社新書>(平凡社, 1999年)。
- 52) 『御定書百箇条』については、奥野彦六『定本御定書の研究』(酒井書店, 1968年) 第50条(708頁), 第87条(761~762頁)。
- 53) 森永種夫『犯科帳 長崎奉行の記録』<岩波新書>(岩波書店, 1962年) 20~21頁。
- 54) 国立史料館編『大塩平八郎一件書留』<史料館叢書>(東京大学出版会, 1987年)。
- 55) 磔の人数に関しては、「書留」のなかに「吟味以前病死二付, 墳墓取毀」に処せられた一人(利三郎)を加えるか否かによって増減が生じる。この人物の遺体は、首を磔に懸けるのが不可能なほど損傷し, 腐乱していたので, 引き廻しうえ磔に懸けることができず, その代わりに墓を破壊したのであろうか。
- 56) 幸田成友『改訂大塩平八郎』<日本文化名著選>(創元社, 1942年) 237頁。前注(54)掲『大塩平八郎一件書留』の「解題」によると, 25名全員が磔・獄門・死罪という最高刑を科せられたが, 彼らのほとんどは天保8年6月評定所一座開設以前に牢死している。新修大阪市史編纂委員会『新修 大阪市史』第4巻(大阪市, 1927年)所収「大塩の乱処刑者一覧」(419頁)には, 処刑者合計806人, うち磔20人, 獄門17人, 死罪3人とある。この「書留」に関しては, 森安彦「講演記録」『評定所一座書留』からみた大塩の乱」(『大塩研究』第57号, 2007年)所収の「第2表 大塩一党指導者のうち自殺者等一覧」(7頁), 「第3表 大塩一党の指導者・活躍者のうち入牢中自殺した者の一覧」(8頁)参照。氏によると, 25人が磔にされている(7頁)。
- その他, 宮崎公子『大塩平八郎』(朝日新聞社, 1977年) 256頁 前注(12)掲 岡本著150~153頁, 『大塩平八郎と民衆』(大阪人権歴史資料館, 1993年) 31頁 相蘇一弘『大塩平八郎書簡の研究』第2冊(清文堂出版 2003年) 1257頁 同氏「大塩の乱の関係者一覧とその考察」(『大阪市立博物館研究紀要』26《1994年》) 20頁, 倉島幸雄「大塩事件と吉見英太郎(上) その生涯・玉砕瓦全を恥ず」(『大塩研究』第60号, 2009年) 20頁。
- 57) 後藤秀穂『皇陵史稿』(奈良 木本家蔵版, 木本事務所, 1913年) 135~141頁。
- 58) 『平治物語』上<日本古典文学大系>(永積安明 島田勇雄校注 『保元物語 平治

- 物語』《岩波書店, 1961年》)「信西の首実験の事 付けたり大路を渡し獄門に梟けらるる事」198~202頁, 『平治物語絵詞』<日本絵巻大成13>《中央公論社, 1977年》) 信西巻, 28~47頁。
- 59) 勝俣鎮夫「死骸敵討」(網野善彦 石井進 笠松宏至 勝俣鎮夫『中世の罪と罰』《東京大学出版会, 1983年》所収) 43~59頁。
- 60) 差別戒名など死後の世界における被差別民への差別に関しても, 諸先学の努力により解明されてきたが, とりあえず, 安達五男「墓標に刻まれた使者の系図 丹波・但馬の墓石調査から」(同氏『被差別部落の史的研究』《明石書店, 1980年》), 小林茂編『人権の歩み』(山川出版社, 1984年), 小林大二『差別戒名の歴史』(雄山閣出版, 1987年), 門馬幸夫「仏教と部落の歴史 - 差別戒名をめぐる」(『日本の宗教と部落差別』《新教出版社, 1987年》) その他。
- 61) 神武天皇陵に面した被差別部落の強制移転と, それに伴う墓地の発掘・移転, 遺骨の掘り起こしに関しては, 辻本正教『天皇(制)』による洞部落強制移転の実相 歴史編」(『奈良部落解放研究』第2号, 1980年), 同氏『天皇(制)』による洞部落強制移転の実相 移転編 I・II」(同誌第5号, 1983年, 同誌第6号, 1988年)。最近の一般書では, 野中広務 辛淑玉『差別と日本人』<角川oneテマ>(角川書店, 2009年) 125~126頁。
- 62) 金子みすゞの墓に関しては, 矢崎節夫『童謡詩人 金子みすゞの生涯』(JULA出版局, 1993年) 344~345頁, 今野勉『金子みすゞ ふたたび』(小学館, 2007年) 6~25頁。今野氏は, 筆者と異なる注目すべき見解を述べている。参照されたい。
- 63) 植木哲也『学問の暴力 アイヌ墓地はなぜあばかれたか』(春風社, 2008年)。
- 64) 京都の引接寺(上京区千本通蘆山寺上ル閻魔前町), 通称千本えんま堂に普賢象桜と呼ばれる桜がある。その昔, 所司代がこの桜を獄舎の囚人に見せ, 仏心を起こさせた, と伝承されている。過去, 日本の為政者のなかには, 囚人に桜を見せる一面を持ち合わせた人物もいた。ただ, この獄舎の花見についての精神や真意に関しては, なお検討する必要がある。
- 65) 例えば, 中国などに見られる壮絶な遺体への陵辱や墓を暴く諸行為と対比して, 日本は死者に優しい文化だと強調されることがある。中国については, 樋泉克夫『死体』が語る中国文化』<新潮選書>(新潮社, 2008年)。
- 66) 前注(50) 掲, 三浦著1338頁, 大木雅夫『日本人の法観念 西洋的法観念との比較』(東京大学出版会, 1983年) 178~188頁。
- 67) 前注(36) 掲『部落の歴史 西日本篇』124~127, 170~177各頁。長州藩(萩藩)における「脱隷民化」に関しては, 田中彰「長州藩部落解放史覚書 幕末期を中心として」(『部落』第69号, 1955年, のち部落問題研究所『部落問題セミナーII 部落

## 幕末における被差別民の敵討ち

- 史』《汐文社，1964年》所収），河村芳信「同和教育と部落史研究」（『山口県地方史研究』第28号，1972年）49～58頁，前注（15）掲，奈良本論文13頁，西田彦一「萩藩の被差別部落について」（西村睦男編『萩領の歴史地理 萩藩』《大明堂，1968年》）130～157頁。
- 68）前注（17）掲，布引著146～150頁。
- 69）北川健「最近の長州藩部落史研究に関する二三の問題点」（『山口県地方史研究』第35号，1976年）58～60頁。
- 70）小林丈広「土族になった部落民」（部落解放・人権研究所編『続部落史の再発見』《解放出版社，1999年》）210～216頁。
- 71）前注（69）掲，北川論文60頁。西木浩一「近世『賤民』身分の女性をめぐる」（総合女性史研究会編『日本女性史論集 1 女性史の視座』《吉川弘文館，1997年》，『歴史評論』479，1990年原載）235～251頁。その他，岸本覚「近世『敵討』と吉田松陰」（衣笠安喜編『近世思想史研究の現在』《思文閣出版，1995年》）。